

議 事 日 程

平成 2 9 年 第 1 回 浜 中 町 議 会 定 例 会

平成 2 9 年 3 月 1 3 日 午 前 1 0 時 開 議

日 程	議 案 番 号	議 件
日 程 第 1		会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
日 程 第 2	議 案 第 1 8 号	平 成 2 9 年 度 浜 中 町 一 般 会 計 予 算

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 休会前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、休会前同様であります。

◎日程第2 議案第18号平成29年度浜中町一般会計予算

○議長（波岡玄智君） 日程第2 第3款民生費の質疑を続けます。

5番秋森議員。

○3番（秋森新二君） 民生費の97ページ社会福祉法人浜中福祉会に要する経費2,734万9,000円で質問したいと思います。2,400万円余りが施設改修の備品購入となっていますが、その内容と今の介護支援不足で入所希望者の受け入れが出来ていない現状にあると聞いておりますので伺っておきたいと思います。

現在の介護士パートも含め人数は、定員50名となっておりますが何人が入所出来ない状態となっているのか、それと今月の3月15日まで介護士の募集をしておりますが、まだ2日くらいありますが確定していないと思いますが、こちらについて見通しがあるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 97ページの施設の特別養護老人ホームハイツ野いちごの介護職員の人数ですが、こちらに関しては、押さえておりませんでした。

入所希望者の受け入れについては、職員数が今、施設数の方で7、8人不足している

というふう聞いておりますが4月から霧多布高校の卒業生などが入ると聞いておりまして現在、募集しておりますのが介護職員2名と看護師1名というふう聞いております。

入所希望者の受け入れに関しては今、制限している状況ですけれども、ショートステイの方10名中7、8名の受け入れをしていただいております、施設入所の関係で50名の定員で41名から42名の受け入れをして空きがあった時に入所をしていただけない状況が1月ぐらいから続いております。

待機者ですが現在のところ町内では、20名ぐらいとなっております。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 働いている方から話を聞きました。14年間勤務している方から伺った話ですが、看護師やパートを含め働く方の定員は、何人なのかよく解りませんが当時25人くらいの体制でやっていたそうです。今はパートも入れて18名くらいという話を聞いておりますが、当時から見ますと10名くらい減っている中で介護士患者さんに携わる方もおりますが、大変厳しいような環境にあると伺っております。

その50名の定員に対して今41名くらいの方が入所されていますが、介護士の人数が増えれば50名を受入れる事が出来ると思います。介護士がいないという現状で入所を抑えているという事ですが働いている方に聞いてみれば相当厳しい仕事だと思います。退職される方は、結婚とか仕事が辛いという事でやめられていくのだろうと思いますが、その雇用の関係では、募集して求人をだしても中々きてもらえないという状況です。この課題についてあるのであれば教えて下さい。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 鉏路市でもかなり新しく建っているという事で介護士の不足があると聞いております。浜中町だけの問題ではないと思っておりますけれども、給料や賃金とかの体制の改善というのは、野いちごでもやっていただいておりますし、町から介護職員を生み出すという事で今年度、初任者研修を実施しております。なかなか受けてくださる方もいないのですが、その受講者の中から来年度4月以降に就職してくださる方もいるというふう聞いておりますので町としては、その研修でありますとか賃金体制に対する補助そういうところで助成をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 確かに浜中町ばかりではない現状にあります。2014年で52万人の方が待機している方がいると言われていますが入所までの間は、通常で数ヶ月から数年程度の期間を要すると言われておりますが昨年、入所介護が特別な理由がない限り3以上になっても34万人以上の方が待機されているという状態です。

現在、浜中町でも20人以上の入所待ちがあるという事であればできるだけ早く介護士、パートも含めて受入体制を作っていかなければならないと思っております。

今、受講者もという話がありましたが以前は、昆布漁業者の奥さんがパートで働いていた事がありました。勤務していた方からお話を聞いてみましたらその時期は、短期で入所する方が増えて忙しくなるという事で、その時期にパートさんに来てもらえると助かるという話もあります。

介護士免許を持った方で来てくれる方が少ないという事であればパートとしてそういう方に働いてもらえるような方法もあるのかなと思っております。

それからまた、町内で募集しても難しいとなれば町外の方を募集する事になるのかなと思っておりますが、もし町外の方を採用するとなれば初任給は、14万6,000円ですから私たちの組合からみますとパートも含めれば高いのかなと思っておりますけれども、町外からという事になると住宅料等を含めると生活する面では、厳しいと思っておりますので住宅手当等の事も考え安い公営住宅などありますから、こちらに入居してもらって働いてもらうというような対策として考えていかなければこの仕事は、厳しいようですから浜中町で働いてもらえる介護士の確保は、難しいと思っておりますので、その辺を伺っておきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） パートの方や町外からの方で働いてくださる方がいるかどうかの事も含めましては、町外にも募集のチラシをだしたり、ハローワークに対する募集には、かなり努力されているようです。

それと住宅手当等、通勤手当なども福利厚生の方では、この2、3年で改善されていると聞いておりますが、より一層の努力を続けられるように町からも申し入れたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） もう少し具体的な答弁が必要だと思います。

会議を一時、中止します。

○議長（波岡玄智君） 中止前に引き続き会議を開きます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 夏、このショートが増える時期だけではないと思うのですが、パートの方も不足していると思っております。しっかりと議員のおっしゃられる事が分かりましたので、普段も足りないという事であると思っておりますのでパートの増員でありますとか短い時間でも交代で務めていただけるような方がいれば働いていただくというような方法を施設の方にも申し入れたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） ありませんか。

8番前田議員

○8番（前田光治君） 89ページ障害福祉サービス費の1億4,779万2,000円では、前年度から見ると1,600万円くらい増額となっておりますが、その内容について教えていただきたいと思っております。

それと93ページ障害者福祉計画作成委託料の内容についても教えていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 89ページ障害福祉サービス費1,600万円ですが、去年より増額となっている理由についてご説明いたします。

去年より就労移行支援障害者の方が就労に着く為の準備をするというような移行支援という事業がございまして2人増えました。それと障害者の方が見守りを受けながら就労する就労継続支援があるのですが、それが2名増えております。

それとグループホームに入所されている方が去年より1名増えてございまして、これらによって1,600万円程度増えております。

それと93ページの障害者福祉計画の内容でございます。これは、第3期の障害者計画と第5期の障害福祉計画というのを合わせて立てる事の委託をするものでございませぬけれども障害者計画というのは、障害者基本法によって市町村が策定するという事になっております。障害福祉施策の現状と課題を明らかにして総合的に推進する為の基本指針を示すものでございます。障害者計画は、平成30年度から6年間の計画という事で第3期の計画を立てます。

それと障害福祉計画というのは、障害者の総合支援法に基づいて立てるもので、浜中町において必要な障害福祉サービスに関する数値目標の設定と各年度のサービス需要を見込むという事で第5期障害福祉計画で平成30年度から3年間の計画となっております。

ります。

この計画のアンケート調査も含めまして計画策定の委託をするものでございます。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 数点質問をさせていただきます。85ページの町福祉協議会補助でありますけれども、この補助につきましては、平成27年が3,743万5,000円、28年度は、3,641万円、本年度が3,343万4,000円という事で27年から28年の間で102万5,000円減額で28年から29年で297万6,000円減額になってございます。町の分身と言える社協が行う事業に影響がないのかどうか、縮小した事業があるとすれば、その内容について説明をいただきたいと思っております。

代表的な事業としては、法人の運営事業、地域福祉活動事業、福祉サービス利用支援事業、日常生活支援事業、在宅福祉では、デイサービスの日常生活の部分とか人口透析患者の移送事業があると思っておりますが、この中で変わったり縮小されて減額となったこの辺をお聞きしておきたいと思っております。

それと97ページの社会福祉法人浜中福祉会に要する経費でありますけれども、これの補助関係は、5番議員も聞いておりますが建設費補助がなくなり老朽化に伴って施設整備の更新をするという事で計画が出されております。

これについては、社会文教常任委員会で特別養護老人ホームを視察研修したところその時に中長期の計画策定関連参考資料というものが出されております。改修の内容の事業費関係では、2,093万6,120円とデイサービス分の要望額として495万円でこれについては、事業の方ですので浜中町への29年度の要望は、2,093万6,000円で2,600万円という事であります。

先ほど5番議員の答弁を聞いていますとナースコールで1,012万円とありました。これについては、この計画でいきますと30年に予定されている事業だと思っておりますけれども29年に予定されている事業の中でも電動ベットの更新で1,000万円と給水管改修工事112万円とか個別入浴装置が317万円とか福祉業務の支援ソフトで200万円があるんです。その他に495万円という車両更新などもありますけれども、この辺は、予定されている事業が翌年度に繰り越されるのかなと思うのですが、急ぐ部分は、大丈夫なのかをお聞きしたいと思います。

それと99ページ介護予防自立生活支援に要する経費の高齢者在宅生活支援事業委

託料の除雪から布団乾燥までの相手先と事業費を教えてください。

それと最後になりますけれども、109ページの常設保育所運営に要する経費の委託料です。茶内保育所建設工事実施設計業務委託料2,750万円については、茶内地域の要望があつて耐震結果を受けて実施設計委託をする訳ですけれども、これの納期、それと成果品が出た時点で公表されるのかどうか、この辺だけお聞きをしておきたいと思ひます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 85ページの社会福祉協議会に対する補助については、昨年度より減額しております理由についてご説明いたします。

まず、運営費の補助が昨年より50万円程減っておりますけれども、これは、車両管理費の車検で50万円ほど減っております。それと収入の部分で介護のケアプランセンターがあるんですけれども収入が昨年度より50万円ほど増えております。それと訪問介護センターヘルパーさんの事業所その収入が200万円ほど増えておりますので、その分で合わせて290万円ほど減額となっておりますので、事業で縮小したものは一切ございません。収入が増えたという事でございます。

それと97ページの浜中福祉会への建設費の補助が27年で終了いたしまして、昨年からは施設改修の補助をしております。中長期計画の中では、来年度電動ベットの半分を入れる予定でしたが、今年度ベットを購入した時かなり安価で購入出来ましたので全部ベットを取り替える事が出来ました。それで来年度の予定でありましたベットは、今年度中に購入できて取替える事が出来たという事でございます。

それと給水管等の予定が中長期計画ではありましたが、それよりも急ぐものとしては、今年ナースコールが鳴らない、鳴り続けるといった事がありまして入所者の方にはかなりご迷惑をかけてるという事で今年、急用を要するものを先に取替えをさせていただくという事でございます。

それとボイラーにつきましては、1機しかついていないので、それがかなり耐用年数が経っているという事でこれも緊急性があつて壊れたら暖房が入らなくなってしまうという事がありましたので、それも急用を要するものから増設をさせていただくという事で、今年予算をとらせていただいております。

次に99ページの介護予防自立生活支援に要する経費の高齢者在宅生活支援事業委託料の委託先の内容についてでございます。

まず除雪サービスですけれども高齢者事業団に委託をしております30万円、それと自立支援事業と外出支援事業の2つにつきましては、社会福祉協議会に委託をしております。自立支援事業につきましては、623万5,000円。それと外出支援事業につきましては、501万5,000円の委託料となっております。

それと短期宿泊事業ですが、介護保険サービスに則らない緊急の場合でありますとか介護保険サービスの上限を越えた方についてのサービスでございます。これは、ハイツ野いちごに委託をしております単価9,000円の1日で12ヵ月分という事で10万8,000円の予算を計上しております。布団乾燥サービスがあるのですが、これは釧路の事業所に委託しているのですが、3回分として9,720円の予算を計上しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（酒井俊一君） 109ページの保育所の設計委託の期間でありますけれども、現段階では、6月上旬から12月中旬と考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 施設の概要等が出来た段階で議員の皆様にご説明させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） まず、社会福祉協議会への補助の関係につきましては、詳しく説明をしていただきました。事業の縮小ではなく収入が増えた部分があってこの分が減ったという事ですから、安心しました。もしかしたら予定されている事業が減るとすれば町の分身ですから、そういった部分について住民サービスが低下するのではないかと思いましたのでお尋ねした訳であります。

それから社会福祉法人浜中福祉会への質問これにつきましても中長期計画の部分では、28年度計画に予定していた電動ベットが安価で購入出来たので全て取り替える事が出来たという事で29年度の電動ベットの分の予算がなくなったという事ですよ。それでボイラーなども急ぐので予定されていたものよりも先にやるというのは当然の事だと思いますけれども給水管は、やらなくてもいいんですか。これも大事なのではないかと思いますのですが、水が破裂して止まったらこの施設内の仕事に支障があるのかなというふうに思っていますけれども、その辺は、大丈夫なのかお伺いしておきたいと思っております。

それと自立支援の関係ですけれども、具体的に説明をいただきました。ありがとうございます。了解しました。

それから茶内保育所の建設工事について6月上旬から12月中旬の納期ですね。これについては、保育所長から公表するという話でありますので、ぜひ公表していただきたいんですけれども、公表した段階で町民の方や関係する父母の方もおられると思いますが、その方たちにも当然公表は、しますよね。それで実施設計の段階ですから部分的にも直す事については、出来るんでしょうか、意見を聞いて修正する事は、あり得るんでしょうか、実施設計の段階ですから、もう既に決っていて建物の大きさや部屋の配置の平面図や鳥瞰図などがでてくる訳でしょうけれども部分的に使い勝手がいいようにする為に父母の方から意見が出てきた場合に修正が可能なかどうか、その辺だけお聞きしておきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 実施設計の完成後は、修正が出来るのかと言うご質問についてですが、今の段階で保護者の方に茶内保育所の移転改築計画の説明もしております。保育室の数や必要な子育て支援センターを併設するなどの説明もいたしました。その説明の時にも色々な意見も保護者の方に出していただきました。

例えば床の関係やドアについても子供が手を挟めないようにしてほしいとかの意見もいただきました。議会にお知らせする前では、あったのですが、予定であるという事で茶内保育所の施設を新しくするに当たり保護者の方で何か保育施設に対して希望や意見がありましたら、お知らせ下さいという事では、周知しましたので、その中で色々な意見が出されて、それが実施設計に反映されればいいのかというふうに思って考えていました。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 浜中福祉会の施設改修補助についてのご質問にお答えいたします。給水管について予算の打ち合わせの時に大丈夫かという事でお話しを聞きましたけれども1年から2年は、まだ大丈夫だという事でボイラーの方が先に壊れたら大変だという事でのお話しは、聞いておりました。必要であればまた30年度の予算で検討していきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 1点のみ再確認をさせていただきます。保育所の関係でありま

すが、保育所長の方から地域住民の声を吸い上げるという形で、もう既にアンケートも
行っているし、今の段階で希望や要望については、受け付けるいう事ですよ。それに
基づいて、その実施設計に反映するというパブリックコメントをするという事だと思
うのですが私は、たぶん建設課長から言わせれば実施設計の変更は、無いと返答してく
ると思うのですが、まだ十分間に合うという事で理解してもいいですか、もし要望がある
とすれば実施設計にそれを反映させて修正させるという事で理解してもよろしいです
か。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 意見について現在、茶内保育所に入所している保護者の
方に参考意見として聞くという形でお知らせしております。今の段階で色々意見をいた
だきながら行っていきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（酒井俊一君） 議員が私に言わせればという事でございましたけれども、
実施設計の完成後は、変更する事は無理だと思っております。この設計の中には、地質
調査測量関係からスタートしていきますので、その段階で多少、意見は取り入れられる
かなと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

7番三上議員。

○7番（三上浅雄君） 1点だけで関連になるかもしれませんが107ページの常設保
育所運営に要する経費で昨年度に保育料の改定がされましたが、第3子の無料化と新年
度4月から新しく保育所に入所されてくる児童数それと新しい保育料の制度になって
から増えたのか、都会でよく聞く待機児童は、浜中町にもいるのかについての説明をお
願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 平成29年度の児童数についてお答えいたします。

3月8日現在で茶内保育所は、合計67名の入所があります。0歳児が1名、1歳児が
9名、2歳児が4名、3歳児が16名、4歳児が22名、5歳児が15名となっております
が今後、転入や転出があるので、また変わってくる事が想定されますが3月8日現
在では、そのようになっております。

平成28年度の児童数についての質問ですが平成28年度よりは、4月当初スタート

する時の人数は、増えておりますので保育料の負担軽減を行った事で入所低年齢児のお子さんが入所しやすい状況になっているのではないかと考えます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 三上議員。

○7番（三上浅雄君） 茶内保育所は、新しく新設するという計画があり、これからの人口ビジョンも色々あるだろうと思います。昨年、一時預かり保育を霧多布保育所だけで行っていると聞いた記憶があります。一時預かりを霧多布保育所にだけあってなぜ、茶内保育所では、行ってくれないのかという話しは、当然あると思うんです。これについて考え方は、あるのかを教えてくださいと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 先程、茶内保育所の児童数しか説明しませんでした。申し訳ありません。

霧多布保育所の児童数も説明させていただきます。3月8日現在、0歳児が0名、1歳児が5名、2歳児が3名、3歳児が14名、4歳児が12名、5歳児が14名で合計48名となっております。一時預かりの事についてですが、平成28年度は、霧多布保育所でのみ実施しました。利用する方の中には、茶内保育所が一時預かり保育を行っていないという事で、茶内に住んでいる方は、霧多布保育所での一時預かりを何名か利用されている方がおりました。

平成31年度に新しい茶内保育所が建設された時には、一時預かり保育を茶内保育所でも行いますので、それまでは霧多布保育所の一時預かり保育を利用していただきたいと考えております。以上です。

○7番（三上浅雄君） 解りました。

○議長（波岡玄智君） 1番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 1点だけ質問します。93ページ成年後継人の報酬等助成で21万6,000円となっておりますが、浜中町内に成年後見人として登録されている方は、何人おられるのかわかりますでしょうか。それから成年後見人の報酬等助成がありますが、手続上では、どのような場合にどれだけの報酬という事で支給されるのかその辺を説明していただきたいと思います。

それから同じく97ページ成年後継人報酬等助成の上段で同じ金額21万6,000円となっておりますが、これは、同じものなのかという事でお聞きしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 成年後見人制度についてのご質問にお答えいたします。成年後見人で登録されている方が浜中町に何名いるかという事でございますけれども、まず、裁判所について成年後見人を登録して下さいという事で伝えるのですが、利用されている方が現在、何人いてそして何人が成年後見人として登録されているかという事について町では、把握しておりません。それで、この予算に計上しておりますのは、生活保護の方がほとんどなんですけれども、自分で支払う事が出来ない方に対する補助でございます。例えば身寄りが無い、自分が生活保護で支払う事が出来ないという方が成年後見が必要になった場合の登録料やお医者さんの診断料、成年後見人の方に対する報酬ですとか、その報酬に対する助成を行うという事でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） ここに計上されているのは、生活保護の関係の方という事で理解いたしました。

時々、尋ねられる事があります。その方は、普通の生活をしている方で自分の遠い親戚の方の名前を役場の方から知らされて何とか後見人になってもらえないだろうかという事を言われまして、それで私が後見人になったら同じように普通に生活は、していても財産もないしお金を出せと言われても、その責任を負う事が出来ないという事を伝えたのですが、職員は、負担はかけませんという事で、ただ後継人になって下さればそれでいいと言う事で、言われて亡くなった時の火葬に関する事やそういう点での保証人という意味で後継人になって欲しいという言い方なのかなと私自身としては、捉えたのですが、これでよろしいですか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 後見人という意味合いなんですけれども、生活費の管理をしたり月に一度、貯金の残高とかご本人の支払いをしたり、大事なのが施設に入る時の契約が出来ない方がいますので、その契約を代行するという事がございます。その頼まれている方がどこまでの事をお願いしたいかは、その人それぞれで違うと思いますので、それだけでいいのかと言われても、その方と話し合いをしていただくしかないのかなと思います。

ただ、契約の代行をするにしても後見人認められなければいけませんので、家庭裁判所に申し入れをする必要があるというふうに思います。

○1番（加藤弘二君） 理解しました。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 数点お聞きしたいと思います。

まず、91ページの地域生活支援事業に要する経費749万1,000円についてですけれども、この活動支援センターについては、ハート釧路さんへの委託事業という事で理解をしているのですが、相談支援事業60万円、コミュニケーション支援が2万2,000円、移動支援事業が60万円です。今回、巡回支援専門員派遣事業26万9,000円というのがございます。このそれぞれの支援事業の内容と委託先等を教えていただきたいと思っています。

それと94ページ子供医療費助成について少し解らないのですが、財源でその他32万1,000円という財源ですが、この医療費は、高校生まで無料化という事になっておりますので自己負担というものでは、無いと思うのですが32万1,000円の内容を教えてくださいたいと思います。

それと99ページ介護予防自立支援に要する経費ですが先ほど9番議員からこの件に関して質問がありまして詳しく解ったのですが、1点だけ除雪サービス事業について伺いたいと思います。この除雪サービス事業に関してだけは、利用者負担がなくて、無料でお願い出来るという事業だと思います。それで今年度、このシーズンの利用件数と先ほど高齢者事業団への委託という事での金額も出ておりましたけれども、これは、浜中町のそれぞれの地区にいる高齢者事業団の構成員の方をお願いするという事でいいかどうか、それと私の周りを見ましても75歳、80歳になっても雪が降ると自分の玄関先を除雪しているという方も見受けられますが、これの周知方法は、どのようになっているのかを聞いておきたいと思います。

それと109ページで先程もありましたが茶内保育所の実施設計委託料に関してですけれども今、実施設計を委託している施設は、木造になるのか、RCになるのか、色々な方法があると思うのですが本当に大まかな建設費の概算を今、教えていただけるのであれば答えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 91ページの地域生活支援事業に要する経費の委託料についてのご質問にお答えいたします。

まず、地域活動支援センターは、ハート釧路に委託しまして通所の事業を老人福祉センターの2階で行っております。

相談支援事業委託料につきましては、身体・精神・知的で20万円×3障害の相談事業をハート釧路に委託をしております。随時相談も受け付けていただいておりますし月1回の訪問で各家庭に訪問もしております。

コミュニケーション支援事業の委託先なんですけれども、ろうあ協会に必要時だけお願いするような形になりますので、何かあった時の為の委託料として計上しております。

移動支援事業につきましては、障害者が地域活動支援センターに毎日通所するという事で社会福祉協議会に移送のサービスを委託しております。

それと巡回支援専門員派遣事業ですが、昨年まで子ども発達支援事業に要する経費の委託料で計上しておりましたが、補助がなくなりましたので、それを地域生活支援事業に要する経費の中で補助がいただけるという事になりました。これは、以前の道社会福祉協議会が運営をしております釧路の発達支援センターから2・3カ月に1回心理士や理学療法士とか子供の発達に関係する専門員の派遣をいただくものでございます。去年の委託料とほぼ同額となっております。

それと99ページの除雪サービスにつきましてお答えいたします。除雪サービスにつきましては、利用者の負担はございません。どこにお願いしたらいいのかという事ですが、高齢者事業団の事務局にお願いをしてほしいと思います。

それと周知方法でございますけれども、地域包括支援センターが独居老人でありますとか高齢者夫婦世帯に訪問した時に各サービスのご案内も差し上げておりますし、65歳以上の方に介護保険のパンフレットをお配りしている中にも各種サービスについての記載がございまして、その中でも周知をしております。

また、健康教室でもこのようなサービスもございますという事でご説明は、しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（酒井俊一君） 109ページの茶内保育所の委託の関係でありますけれども、これから委託という事なので構造については、公営住宅の関係も最近は、木造になっておりますので林産関係の業者からも、そのような要望を受けておりますので、ほぼ木造かなと思っていますけれども、まだ決定は、しておりません。その構造が決定しておりませんので工事費についても確定は、しておりません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 95ページ子どもを医療費助成に要する経費の財源内訳の特定財源のうち、その他分の内訳についてですが、32万1,000円については、歳入の33ページをご覧くださいと思います。雑入として子ども医療高額療養費の戻入分これが14万7,000円と未熟児養育医療費徴収金ですが17万4,000円あります。この分が、その他財源となります。

高額療養費につきまして本人負担は、ありませんけれども医療制度の中で高額医療費に該当すると本人に代わって町が委任状をもらってその分を財源という形で各保険者に請求して収入が国保の方に入ります。

未熟児養育医療制度につきましては、自己負担分という形で3万4,800円を5ヵ月分という事で17万4,000円計上しておりますけれども、この所得の状況に応じて未熟児養育医療については、国の制度で17万4,000円を1回負担をしていただきます。この分を最終的に子ども医療費の扶助費の方で町の方に納めてもらって、その分を子ども医療費の方で、返すという形になります。最終的には、一時立て替えとなり、未熟児の養育療養の該当者につきましても、お子さんですので手続きは、無料となるという事で合わせて32万1,000円の計上をさせていただいております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 91ページこれにつきましては、榊町小学校は、今年度工事の来年度から移転という事ですね。榊町小学校で行って今、事業と就労支援は、ハート釧路になるんです。そうなった段階でこの委託料に若干の変化が出てくるのかなと思っているのですが、そこら辺について確認だけしておきます。医療費と除雪については、了解いたしました。

それと99ページ除雪の点についても了解いたしました。保育所は、建設課長の方で近年、見直しの方向から公営住宅の関係についても木造が多くなっているの一応、茶内保育所につきましても木造建てで考えているという事でした。それで、そこがはっきりしない以上、概算建設費も出せないというお答えでありました。それでまったく素人の考えで申し訳ないのですが、保育所に関しまして2番議員からも霧多布保育所についての質問もございました。もし茶内保育所と全く同じ規模で同じ構造の建物を霧多布に建てるとした場合の設計費は、同じものであっても建てる場所が違うのであれば同じように実施設計をしなければならないし、この委託料もかかるという事であればそのよう

に教えていただきたいのですが、これについては、同じものを建てるのに必要ないのかなという思いもありますので、その点を答弁いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 91ページの地域生活支援事業に要する経費の地域活動支援センター等運営委託料について旧榊町小学校に移転した後、委託料に変更が生じてくるのか、と言うご質問にお答えいたします。お弁当を作るという事で予定をしておりますので、その部分に係る人件費と施設の管理費というのが上乗せでかかってくるのかなと思っております。それで配食サービスに関する事につきましては、介護保険事業で新しく介護予防日常生活支援事業という総合事業というのが新しく始まるんですけども、その中で人件費みあい分を計上して国と道の補助がいただけるのかなと思っておりますので、その辺人件費的にどのぐらい必要なのかという事もこれから、ハート鉤路さんと細かい打ち合わせをしまして、お弁当の収入の部分も出てくると思いますので、その辺も合わせて、どのぐらいの経費がかかってくるのかという事で、これから検討していきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（酒井俊一君） 茶内保育所と同じものを霧多布保育所にという事でよろしいですか。霧多布保育所も高台に移転という話もでていますが、そうなった場合には、木造でもいいのかと思いますけれども、同じ間取りでと言いますが、その場所によって地質調査が必要になりますので地耐力が変わってきますから、それによって構造的な問題とかもあって同じ設計でいけるとは限らないです。多少、間取り等で物を利用するとすれば今の委託料よりは、割安に出来るかもしれませんが今の地耐力の関係とかを考えると設計費が要らなくなるという事は、ないと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

4番中山議員。

○4番（中山真一君） 1点だけ、お尋ねさせていただきます。85ページの臨時福祉給付金交付に要する経費の臨時福祉給付金につきましてお尋ねさせていただきます。

この臨時福祉給付金は、国の制度で昨年からは消費税が5%から8%になった事によってこの給付が始まったと思いますが、昨年は、2,175万円が今年は、1,050万円と半分になってしまったのですが、昨年の説明では、これの事務費が238万円ですね。年金生活者の方は、道の支援が600名で3万円、低所者支援が850名で3,000

0円、障害者遺族基礎年金受給者40名で3万円が今年は、低所得者支援分700名分で1万5,000円という事になったんですが、全て国の制度が変わったと思いますけれども、こちらの中身を教えてくださいたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 29年度の臨時福祉給付金についてご説明いたします。これは、経済対策分という事で低所得者に対して消費税率引上げが5%から8%になった時の影響を緩和する為という事で8%になった時からずっと続いているものなんですけれども国の経済対策の一環として平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括として支給するという事になっております。それで給付対象者は、市町村民税が課税されていない方のうち市町村民税が課税されている方の扶養親族、生活保護の方を除くという事になっております。それで今年度の年金をもらっている方で障害年金と遺族年金をもらっている方というのは、年金制度の改正によるものというふうに伺っておりますので、この臨時福祉給付金の経済対策とは、対策の意味合いが少し違うのかなというふうに思っています。この来年度の臨時福祉給付金については、あくまでも消費税が上がった時の影響を緩和する為という意味合いで1万5,000円を1人当たり支給するという事でございます。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○4番（中山眞一君） 今、消費税につきましては、平成31年10月まで延期になったという事ですけども今回の1万5,000円というのは、2年半分が29年度で支払われて30年・31年には、これがなくなるというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 消費税が5%から8%に上がった為に臨時福祉給付金を支給するという事になっておりまして、この影響に対する臨時福祉給付金は、これで最後というふうに聞いております。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○4番（中山眞一君） 年金生活者、障害者遺族年金受給者の方々については、他のところから払われる事になるのでしょうか。その辺をお聞かせ下さい。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 年金生活者の給付金につきましては、1回というふうに聞いております。その影響額は、年金の制度改革によって今であれば支払われるべき

ものが今まで支払われなかった部分を補給するという意味での給付でありましたので、それについては、解消されたという事で今後あるというのは、聞いておりません。

○議長（波岡玄智君） よろしいですか。

○4番（中山眞一君） 解りました。

○議長（波岡玄智君） 次に、第4款衛生費の質疑を行います。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 2点ほどお聞きします。117ページ茶内診療所に要する経費ですが、昨年から医師の都合により委託契約の内容が変更されたという事から大幅に予算計上の内容が変わっております。その点について説明をお願いしたいと思います。

まず、119ページの13節委託料、診療業務委託料が3,637万7,000円で計上されております。この算出根拠についてご説明をいただきたいと思います。

それと予算書を昨年と比較してみますと需用費が増えております。その他については、ほぼ昨年同様という事になっておりますけれども、この診療業務委託料について歳入では、診療手数料として3,990万円が入る事になっておりますけれども、この辺の内訳と内容について詳しくご説明をいただきたいと思います。

それから131ページじん芥処理に要する経費13節委託料の清掃事業委託料の内訳は、総額7,968万7,000円のうちごみ収集に4,296万7,000円、可燃ごみ焼却委託料は、根室市に委託をしている訳ですけれども、この可燃ごみの委託料については、委託当初が2,000万円余りで詳しい数字は、記憶にないのですが現在、今年度については、3,600万円余りというような計上になっております。過去5年間の推移について数字的にご説明をいただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 117ページ茶内診療所に要する経費についてのご質問にお答えいたします。

平成29年1月より医師等の契約内容の変更がございまして、経理事務が医師の方で出来なくなったという事で町の方で支払える物は、支払って収入の方も町の方に入れていただくという方式に変わりました。それで町の方で請求をいただいて支払えるものは、支払いまして請求に基づかない物は、医師の収入も含めますけれども、それを診療業務委託料の中で支払いをしております。診療業務委託料の内訳ですけれども、先生が雇用されている清掃員の方、事務の方の給与が654万5,000円を計上しております。

それと薬品が請求書でのやり取りが難しいという事でしたので、それが180万円程度でございます。残りが医師の収入ということになります。

その他に請求書でいただけるものは、予算を計上させていただきまして今、読み上げます。事務用品が増えておりまして、需要費の中の消耗品が18万円増えております。

それと燃料費が36万8,000円、光熱水費が180万円、医薬材料費が36万円、臨床検査委託料54万2,000円、それと先ほどの診療業務委託料を合わせまして新規で計上させていただいたものが4,044万7,000円でございます。これは、余裕を持って予算計上させていただいておりますが、歳入が診療手数料で3,990万円でございますので、ほぼ同額で歳入と歳出となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 131ページじん芥処理に要する経費の清掃事業委託料の中の可燃ごみ焼却委託料の関係ですけれども、本年度の予算につきましては、1700トン×1トン当たり2万1,600円で3,672万円の計上をさせていただいております。過去5年間の数量の内容ですけれども24年度がトン数で申し上げますと1610.96トンで金額では、3,370万5,000円、平成25年度が1595.49トンで3,334万8,000円です。そして平成26年度が1471.26トンで3,162万2,400円、平成27年度が1470.26トンで3,175万7,616円となっております。

本年度につきましては、1月までの数字になりますが、1374.64トンで2,969万2,224円となっております。この端数がついているのは、平成26年度からそれまでトン単位で毎月の精算をしていたのですが、その後トン未満の単位も細かく予算計上する事になりましたので1,000円未満の端数がでてくるような形になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 茶内診療所の関係ですけれども需用費は、昨年、燃料費・光熱水費等は、計上されていなかったと思うのですが、これまでは茶内診療所の医師が払っていたというふうに理解していいんですね。そうしますと診療所の医師の報酬3,600万円から事務費で、先程、説明された640万円あるいは180万円を引いた残りが診療所医師の報酬というふうに理解していいのか、その辺の確認をしたいと思います。

それから、可燃ごみですけれども、これは、始めた当初からみると根室市への委託の

トン単価は、変わっているのかどうか、これを見ますとごみのトン数については、増えているような状況ではないかもしれませんが、私の記憶では、最初2,000万円余りだったように記憶をしているのですが、その頃との比較で、どうなっているのかについて、再度ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 茶内診療所に要する経費で需用費の燃料費・光熱水費につきましては、去年の12月までは、医師が診療報酬の中から支払っていただいております。それと医師の収入につきましては、議員おっしゃられたように診療業務委託料の中から先ほどの事務員の給与と薬品代を除いた他が全て医師の収入となっております。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 可燃物の根室市への委託の関係ですけれど議員おっしゃるとおり当初、平成21年度の根室市への搬入実績につきましては、2,305万8,000円となっております。若干、消費税の上乗せ分がありますが、トン数的には、今の数字よりは、少なくなっておりトン数で言いますと1098トンとなっております。

それと消費税が5%から8%になった時に税別2万円に税という形になりますので8%になったという事で2万1,600になったという事になります。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） もう一度お願いしたいのですが、茶内診療所の件ですが、燃料費・光熱水費・医薬材料費これは、今年度から町が支払うという事で、今までは医師が支払っていたという事ですよ、それなら今後、町の方に跳ね返ってくるのではないかと、いふふうに理解してしまうのですが、どうでしょうか。

その辺をもう一度、説明してほしいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 診療報酬が医師に支払われて今まで医師が払っていた分を町が払うようになるという事と医師の収入が増える事になると思うんですが、診療報酬が全て町に入るようになりました。今まで診療報酬の中から医師が払っていたのですが、診療報酬が全て町に入りますので、その中で必要なものは町が支出をするという事で残った分を医師にお支払いするという形です。

○3番（鈴木誠君） 解りました。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 111ページの広域救急医療対策に要する経費の電話健康医療相談委託料これは、町民向け24時間の健康相談、医療相談を受けるという内容ですけれども、これの実績についてお知らせをいただきたいと思います。

それと19節の厚岸郡広域救急医療体制負担金については、26年度の土日・休日の患者受け入れの割合は、22.4%この受診率が10%以下であれば負担を求めないという協定であります。27年度の実績は、何%でしたか。

それと今年度の予算計上額の算定根拠を示していただきたいと思います。

それから、117ページ3番議員から質問がありました茶内診療所に要する経費であります。これについては、委託内容の変更という事ですが私は、先生の体調管理があって去年補正の段階から奥さんの体調が悪いという事で聞いておりました。

委託開業から直営方式に変えるという内容で予算を見る事になってくるのかなと思います。診療報酬については、歳入の診療手数料で3,990万円に対して経費では、先ほど説明があった4,044万7,000円を差し引いて54万7,000円の負担増となる訳であります。私は、あの歳入見合い分で対応すべきではないかというふうに思うんですが、あくまでも予算ですから、収入が増えればその分減る訳ですし、予算計上する段階では、疑念を抱かれないように歳入見合い分の予算を計上すれば説明しやすいのかなと思います。それで診療業務の委託料につきましては、説明があった様に清掃員・事務員分として654万5,000円、薬品代で180万円で残りが医師ですから医師の委託料という事で2,803万2,000円になる訳です。これを月で割り返すと233万くらいになるという事でした。私は、月300万円くらいで12ヵ月で3,600万円くらいは、医師に払わされるのかなと思っておりましたけれども、実際は230万円くらいという事のようにです。この医師に払う委託料については、収入が確定した段階で調整するんですか、あくまでも予算ですので、例えば診療報酬が減れば医師の委託料については、月230万円ですが、これが下がったりするのか、その辺の算定の仕方の確認をさせていただきたいと思います。

また、燃料費・光熱費・医薬材料費等については、先ほど言ったように今までは、医師が払っていた訳ですから今度は、診療報酬全ては、町の歳入に予算計上されるという事で衛生手数料で3,990万円が入ってくるので、その見合い分という事で歳出予算の増分を賄うべきではないかなと思いますが、その辺の確認をもう一度させていただき

たいと思います。

それから123ページの母子保健に要する経費でございます。これについては、委託料の乳幼児健診等委託料について詳しく1点だけ説明を聞いて終わったのですが、この妊娠出産包括支援事業の内容について再度、ご説明をいただければと思います。

それと関連質問をさせていただきたいと思ひまして、議長にお許しをさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか、環境政策に要する経費でございます。これの127ページの環境政策に要する経費で風車の関係の関連の質問をさせていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

○議長（波岡玄智君） お願いします。

○9番（川村義春君） 環境基本条例については、平成17年3月17日に条例第21号で制定されております。第2次浜中町環境基本計画についても平成28年3月に改定されております。条例の基本事例に基づいて環境基本計画が改定されておりますが、この基本計画に基づいて本町の環境保全に関する政策の総合的活計画的な推進を図って参りますと言う執行方針で町長が述べられました。新川地区に予定されている風力発電施設についての情報を一部いただいておりますがその後、情報が入ってきていないという事で全員協議会で議員のほとんどが景観上、好ましくないという声が多く出た訳ですけれども、その後の動きが全然見えてこないという事です。

これについては、浜中町の環境基本条例などの計画に基づいてきちんとした対応が必要じゃないかなというふうに私は、思っていますので民間事業者については、断念したのかどうか、これについては、町有地もその中に含まれてるというふうに理解しておりますので町長の判断も必要になってくるのかなと思ひます。町有地ですから当然、議会の承認もでてくると思ひますので、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それから131ページじん芥処理に要する経費の清掃事業委託料でございます。これにつきましては、ごみ収集業務4,296万7,000円という事で前年対比153万9,000円の増となっております。根室市との単価契約については、昨年同様の3,672万円という事ですから、1700トン分という事ですのでこちらについては、理解しました。ごみ収集業務の方ですが153万9,000円増えたという事は、どのような積算内容になっているのかお知らせさせていただきたいと思ひます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） まず初めに111ページ広域救急医療対策費に要する

経費の委託料、電話健康医療相談委託料についてのご質問にお答えいたします。

実績でありますけれども平成27年は、3月までで123件、平成28年度は、4月から12月までで114件となっております。

それと同じページの厚岸郡広域救急医療体制負担金についてのご質問にお答えいたします。夜間・土日の患者受け入れ数が平成26年で22.4%となっておりますけれども平成29年度の負担金は、平成27年度の実績に基づいて算出されております。救急外来患者割合が平成27年度は、21.8%となっております。実際の人数は、407名となっております。平成26年度の実績が408名でしたので1人減ったという事でございます。それと今年度29年度の予算の算出根拠でございますけれども、平成27年度の収支不足額が5,800万1,000円となっております。これは、1,000万円程、収支不足額が上がっているのですが平成26年度に非常勤であった外科の医師が1年の通年雇用となった事で1,000万円程度人件費が上がったという事で不足額も1,000万円上がってしまったという事です。その収支不足額に対して20%の部分を人口割合で払うのですが人口割合は、38.3%となっております、救急外来患者は、先ほど言ったように21.8%となっております。合わせて25パーセント程になるのですが、この5,800万1,000円に×25%という事で1,455万8,000円というふうになっております。

それと117ページの茶内診療所に要する経費の医師報酬の関係ですけれども、先程の診療業務委託料の中で事務費給与の他で654万5,000円、薬品費が1,783万2,000円の計上をしております。それで差し引いた額なのですが、1,200万円程度という事で月額100万円程度が医師の収入となります。この歳入歳出の額を合わせますと医師の収入が減ってしまうという事で最低限は、確保した方がいいのではないかとこの事で、この額を計上させていただいております。

それと123ページの母子保健に要する経費、乳幼児健診委託料の中で新しい事業がございます。これは、妊娠出産包括支援事業という国の事業が始まりまして、それに対する町が事業を始めようという事で計上させていただいております。

まず、事業の1つ目に産前産後サポート事業として福祉保健課健康推進係と一部釧路町の助産院に委託して実施します。具体的な内容は、妊産婦等が抱える出産や子育てに関する悩みなどについて助産師や保健師等の専門職により相談支援を行うものでございます。2つ目に産前産後ケア事業として釧路町の助産院に委託し産前産後の母子に対

して心身のケアや育児のサポートなどを行い安心して子育てが出来る支援体制を確保するものです。具体的な内容は、妊娠中は、母子の健康チェックと相談支援、出産後は、同じく健康チェックと乳児の沐浴やオイルマッサージ、母乳育児などへの相談支援を行います。宿泊型では、産後の身体の回復に不安がある方や産後の在宅生活に不安のある方について母子共に宿泊での支援を行います。妊娠中の方でも希望があれば宿泊型サービスを利用出来るようにしたいと思っております。このサービスについては、いずれも食事の提供を行うというものでございます。内容について、概要をご説明いたしました。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 新川地区の風力発電の状況でございますけれども、昨年説明させていただいた時には、12月に国の許可がおりる予定であったという事なのですが、今現在まだ許可がおりておりません。それで、今後3月末までに許可がでる予定となっております。それを持って北電と協議する事になっております。ですから、北電との協議が済みませんと実際に設置が可能かどうかという事ははっきりしておりませんので、それを踏まえて今後、説明を行いたいと思っておりますのでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 131ページじん芥処理に要する経費のごみ収集業務委託料ですけれども、本年度は4,296万7,000円という事で153万9,000円の増という形になります。内訳につきましては、人件費分で社会保険料、給料、手当を含め92万3,000円、従業員は、7名分と事務員につきましては、じん芥で2分の1をみて残りは、し尿の方で半分をみている形にしておりますので実質7.5人分という事になります。

それと燃料費と任意保険の部分で今回、合わせて60万4,000円増という形になっております。その他の分で端数になりますけれども、主な増要因は、この2項目になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 111ページの電話健康医療相談の委託料ですけれども、これについては、27年度が123件、28年が114件という事ですが、この28年度に関して今まで実績の中で電話の健康相談と医療相談の内訳と言うのは、解りますか。こちらも教えていただきたいと思えます。

それから広域救急医療体制負担金については、算定の根拠を詳しく説明をいただきましたので解りました。

それから、茶内診療所に要する経費 117 ページに関連してですけれども、13 節委託料の診療業務委託料の内容ですけれども、薬品費が 1,783 万 2,000 円という事でいきますと月に 100 万円くらいにしかならないという事で、これについても解りました。ただ、先程も言いましたけれども、診療報酬収入の範囲以内である程度一般財源という事で予算を組んでいる事になるのですが、そういう考え方でいいのかなと思います。今の捉え方は訂正します。診療報酬収入が歳入に全額入り歳出でいくらかでも、先生への報酬が確保出来るようにするという事で一般財源を組むという事で理解しましたので、そのようにしていただきたいと思います。

次に 123 ページの乳幼児健診等に関しての妊娠出産包括支援事業の内容について説明をいただきましたが、一部を釧路町への委託と産前産後ケアの釧路町への助産院というのは、マタニティーアイへの委託だと理解をいたします。これについては、出産を予定している方への交通費助成制度、出産祝い金や色々な手当が厚くされるという事で子育てをする意味では、この事業についても大変ありがたい制度だと思っておりますので、これについての PR をぜひ、沢山していただきたいと思っております。

それと環境政策に要する経費に関連しての質問をさせていただきました。それでまだ、許可がおりていなくて 3 月をめどに北電との協議がされるという事ですから、その後、北電の方で新規で申請が受理されるとなれば自動的に継続される事になってしまうのかなと思うんです。事前に説明あった段階でも好ましくないという話がでていましたけれども、この中には、町有地も含まれている訳で町のスタンスとして、どのように考えるかという事だと思うんです。これについては、窓口が商工観光課長という事ですけれども、私は、政策的な分野が出てくるのかなと思っております。そういった立場で答弁をいただければと思います。それとごみの部分については、解りました。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 111 ページの電話健康医療相談についての内訳についてご説明いたします。

まず内訳ですけれども、一番多い相談内容としては、気になる症状という事で 38 件、治療に関する相談が 19 件、育児に関する相談が非常に多くなっておりまして 26 件、夜間休日の医療は案内が 10 件となっております。それで、診療科別の相談件数という

のが小児科が非常に増えておりまして、60件となっております。一番多いのが12時から15時の22件、次に6時から9時の21件、21時から24時が15件となっております。

それと妊娠出産包括支援事業のPRについてですけれども、まず妊娠届があった際に保健師が個別面談を行いますので、その際にPRをしたいという事とお子さんが産まれた後に1、2カ月以内に保健師が訪問しますので、その時にもPRをしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。基本的に小型風力発電につきましては、国が国土強靱化という事で大型は、かなり普及していますが、小型をこれから推進していきたいという事であります。この風車につきましては、環境の影響評価も必要ありませんし、北海道の景観条例上も問題ないと言う事でございますので町としましては、推進していきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今の風力発電の関係ですけれども、環境アセスの必要がないと言いますが、環境基本計画の中では、住みよい浜中町の生活環境の創造を指している事で私たちの生活環境を形成する重要な要素の1つが景観です。本町は、霧多布湿原絶壁の海岸線、広大な牧草地が広がる酪農地帯など雄大な景観を特徴としていてこのような良質な景観は、私たちの暮らしに潤いとゆとりをもたらす精神的な豊かさを向上させます。良質な景観を維持及び創造して行くという事は、生活環境の向上にとって大変重要な事です。この重要な自然景観を保全する事と同時に美しい町並みを創造する為、様々な施策をしていきますという事で、この後に景観に配慮したまちづくりというのがきちんと謳われていますね。それと環境に対して誰でも何でも発言できる仕組みを持ったまちづくりを進めると合わせて今度エネルギーを大切にすまちづくり、風力発電再生可能エネルギーなど新エネルギーに関する情報提供に努めますという事で情報を共有すると謳われておりますので私は、これを見て小型風力発電について関係団体に説明をするという事でされたみたいなのですが、そういった情報しかなく浜中町全体の景観に関する部分ですから、議会にも説明していただきたくと思い全員協議会でその概要についての説明をいただきました。

その中では、先ほど言われたように環境アセスも小型ですので必要ないという事で、

固定資産税も入ってくるので、町にも収入が増えると言うような話でありましたが、私は、潮路橋の手前から新川に向けて左側の道路の脇にずっと風車が並ぶという事は景観上、本当にどうなんだろうかと、低周波の関係についても私は、非常に心配になります。それとバードストライクの関係がでてきます。そういった事を環境アセスが必要でないから、もっと慎重に景観を重視するという立場からいけばそういう考え方があってもいいのではないかと私は、思うんです。全員協議会の中で担当課長にこれについては、景観上、好ましくないという総意だったように私は、思っているんですが、その辺は、町長に伝わっていると思うのですが、どのように感じているのかこの環境基本条例に基づいた環境基本計画が更新されて間もない28年3月に改定されていますので、その部分で再度、お伺いして終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） ご質問にありました小型風車でありますけれども、私が聞いていたのは、大型の風車から見るとすれば小型風車という事で自分たちの力で倒せるような風車で最終的に処分するにしても簡単だと思っていましたし、それ程、大きな工事費もかからないだろうと見ていました。担当からは、各関係団体にお話をして進めていきたいという事で固定資産とは別に電気料を含めて、また町に収入として入ってくるという事もありましたので、それについては、良い事業だなと思って各関係団体含めて合意がとれるのであればいいという事で決裁をした案件であります。今、関係団体との説明、そして議会との説明を担当課からゴーサインは、出ておりませんが、そのように聞いて今日に至っているのが実態であります。それで環境の基本計画を含めて条例という事になってくるとそれ程、影響して自然エネルギーも含め両方入っている基本計画でありますから、その範囲以内かなと私は理解して今日に至っている状況であります。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後12時 6分)

(再開 午後 1時00分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4款衛生費の質疑を続けます。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） 初めに111ページで先ほど9番議員も質問しましたけれど

も、広域緊急医療対策に要する経費の中の電話健康医療相談委託料ですが、昨年度の相談件数は、解りました。今年で5年目になる訳でございますけれども大変、相談件数は、小児科関係が半分を占めているという事で若い世代の方には、安心して相談できる事業なのかなと思います。そこで今年、139万2,000円の予算を計上してはいますが件数が増えるかどうかについて質問をいたします。

それと5年目になるという事で町民から相談がされておりますけれども、この事業に対して町民からの意見や要望等は、原課で受けているのか、町民への周知は、防災無線でお知らせするようにしておりますけれども、年に何回くらいやっているのか、その点も教えていただきたいと思います。

それと普及の為に電話に貼るシールの発行の関係ですが新移住者また転入者が届出を窓口に出しに来た時、どのようにして電話に貼るシールを渡しているのか、今までもらった方は、電話に貼っていると思いますけれども新しく転入した方に対してどの様に周知、対応しているのか答弁をお願いしたいと思います。

次に115ページの斎場管理に要する経費でございますけれども、今年度、修繕費として212万2,000円を予定しておりますけれども、この修繕内容また、どのような所を修繕するのか、期間についてもご答弁をお願いしたいと思います。

次に129ページごみ減量化対策に要する経費の中の資源物リサイクル活動奨励交付金でございます。今年は、361万6,000円を予定しておりますけれども、事業調べの中では、基本割が6万円の28地区、個別割が500円×2090個で改修割が89万1,000円と説明されておりますけれども昨年度の実績と実施された自治体数について答弁願いたいと思います。

また、近年リサイクルの現価が安くなっていると思いますけれども、この辺の推移は、どのようになっているのかもご答弁願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 111ページ広域救急医療対策に要する経費の委託料の電話健康医療相談委託料についてのご質問にお答えいたします。

委託料について件数が増えていったら、どうなるのかについてのご質問でございますけれども、この委託料については、世帯数に対しての金額となっておりますので件数はいくら増えてもこの金額については、変わりありません。世帯数が変わりましたら若干

の増減があるかと思えます。それとこの電話健康相談に対する意見要望を受けているかという事でございますけれども、特に意見や要望につきましては、福祉保健課には、寄せられておりません。

周知方法につきましては、防災無線で年に4回と町広報では、年に1回4月号で載せさせていただいております。

それと電話貼り付けるシールですが、今まで2回配付をさせていただいております。それで転入者の方へは、どのように周知しているのかという事でございますが、特に個別には、周知は行っておりませんが町広報や防災無線で周知し他の町民の皆さんと同じように行っているという事でございます。

お子さんの相談がととも増えているという事ですが、例えばお子さんが生まれた時の保健師の訪問ですとか乳幼児の健診などで周知をしていて効果が出ているのかなというふうに思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 115ページの斎場管理に要する経費の修繕料212万2,000円の内訳の主なものについてお答えさせています。

本年度分は、火葬炉のレール交換1号炉分が33万5,000円それと火葬炉の霊台車の耐火物の張替が27万5,000円、それと火葬炉の燃料ホース交換が両方で19万8,000円と火葬炉の動力盤及び操作盤内の部品の交換という事で60万9,000円、火葬炉の熱電解の交換1号炉と2号炉になりますが19万7,000円という形になっております。これについては、例年、定期点検をやっておりますが経年劣化と長年使用している部分で停止してしまうと支障がでるという場合もありますので、急ぐものから順次にやらせていただいております。時期につきましては、夏以降という形になると思えますが斎場の使用状況を見ながら1号炉、2号炉という順にやっていき、その中で対応は可能だと思っております。

次に129ページの資源物リサイクル活動奨励交付金の内容ですけれども、これにつきましては、28年の実績がでましたので、その数字でお話しをさせていただきます。自治会としては、28自治体18自治会町内会が今回、取り組んでおります1団体6万円28団体で168万円、戸数割1個当たり500円で本年度につきましては、2090戸分で104万5,000円で基本割相当分がこの2つを合わせた分で272万5,000円となっております。

それと資源物回収割の分ですけれども、先ほど18自治会町内会分で74万409円となっており今年度、支出346万5,409円になっております。

それと単価分の売り払い部分ですけれどもアルミ缶の分でキロ当たり平成26年度110円だったのが27年80円、28年度82円、スチール平成26年度28円、27年度8円となっております。28年度は、6.5円という形になっております。段ボールについては、26年度の数字は持ち合わせていないのですが、28年度が7円です。新聞、チラシ等が27年度8.1円、28年度7.6円という形になっております。いずれ、鉄類関係・金属関係の落ち込みが激しいです。それで27年度当たりから、交付率を3分の2から全額という形にしました。金額的な部分では、若干伸びていますが、上限額を上げていますので増えている自治会も実際ありますので引き続き進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 111ページについては、了解いたしました。転入者に対しては、防災無線等でやっていますけれども、安心して子育てが出来る環境という事では、転入届を提出しに来た時に窓口でその電話に貼るシールを配付していただければと思いますので、その点よろしくをお願いします。

次に115ページの斎場の件は、解りました。やはり手狭と言う事で町民の感想ですけれども、斎場も修繕して使用する事になっていきますけれども今後、建替え、増築の計画は、ないのか高齢者時代になりますので1日3台の場合、昨年度も何件か重なった時もあります、休憩室の部分の改築などは、考えていないのか、その点だけご答弁願いたいと思います。

それと129ページのリサイクルの件ですが解りました。各自治体においても、大きな財源として推進をしております。春と秋の一斉清掃の時に集中して受け入れておりますが、この2回の受入れでしていくのか、このままの状況でやっていくのか、また新たに1回、2回集中して受入れをする考えがないのか、それによっては、ごみの減量に町民が一丸となって務めていけると思いますので、その点をご答弁願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 電話医療健康相談のシールにつきましてのご質問にお答えいたします。これにつきましては、委託業者さんに作っていただいているものでございます。在庫がありましたら両支所に置くという事も可能かと思っておりますけれども、在

庫を確認してみなければ、これから業者さんと相談して作っていただく事になると思いますので、少し対応が遅れると思いますけれども、出来れば両支所に置いていきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 斎場管理に要する経費のご質問で控室の関係ですが、施設自体が昭和60年度に完成して32年が経過しております一応、現在2間の控室がありますけれども人数的には80人収容という形になっております。現在、1件の場合については、十分間に合うのかなと思うのですが、2件重なった場合は、若干、手狭感があり、時間をずらしたりしておりますので、近い方は、自宅や会館、お寺に戻って昼食をとっているというケースも承知しております。

改修の方法ですけれども、現在は、予定しておりませんが最近は、重ならないように自治会の方で調整をしている感じもあります。

斎場利用の件数については、今年度は、79件ありますが、ここ数年は、大体このくらいの数字で推移している状況です。

それとリサイクル活動交付金の受け入れですが、春と秋の一斉清掃の時には、やっておりますが、それ以外にも4月から12月開放しておりますけれども、最終日曜日の3時間くらい開放もしておりますので、その時に持って来られている自治会もあります。平日の月曜日から金曜日も受入をしておりますので、大体12月で終わっている自治会が多いですがほとんどは、自治会で集めて収集日の中で最終日曜日の対応で現在は、出来ているのかなと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 1番加藤議員、

○1番（加藤弘二君） 127ページ環境政策に要する経費のエネルギー政策に関してですが先程、関連で9番議員が質問した事について、もう1つ私の方からも、付け加えさせていただきたいと思えます。

131ページのじん芥処理に要する経費の賃金312万3,000円とその下の最終処分場管理運営に要する経費の賃金518万2,000円に関わってと次のページのリサイクルセンター管理運営に要する経費の賃金603万3,000円についてまとめて質問したいと思えます。

午前中、質疑の中では、風車を琵琶瀬湾の脇に10基ほど建てる事について反対の意見がでていたように思えます。私は、太陽光パネルについても同じような気持ちを持つ

ています。それは、どういう事かという浜中町長の執行方針で歴代の町長が冒頭に言う事は、浜中の大自然と常に言いながら、町政の執行にあたってきたと思うんです。私は、ブランド品という事で隣の厚岸町などは、牡蠣・かに等で全国にアピールしております。浜中町も色々ある訳ですけども通年とおして商品をアピールしていくという事は、なかなか大変な事だと思うんです。しかし浜中町がブランド品として通年売れる事が出来るのは、浜中の大自然なんです。これは、他の町村に真似が出来ない素敵なものだと思います。旅人が浜中町に来て心が癒されると言う私自身も太平洋や琵琶瀬湾を眺めながら湿原を見て静かな気持ちで年中癒されています。そういう自然を売り込んで浜中町の自然を楽しんでもらい観光客の方などに長くブランド品として自慢出来るような町にしてほしいという気持ちでいます。

私の家の周辺に太陽光パネルが建ち始めました。私の家に車輛の出入りの関係で迷惑をかけるという事で社長が挨拶に来ました。私は、原発・再稼働反対の意見を持ってつておりますから、こういう自然エネルギーを使っているものは、大事にしなければならぬと思っております。この影響で大事な自然が消えてしまうんです。3メートルから5メートルもの高い太陽光パネルです。防潮堤から見える太平洋は、隠れてしまうんです。私が言うのは、町民が自分達の生活をより豊かにするという事で、屋根の上に太陽光パネルを張ったり、住宅の裏の日当りの良い場所に太陽光パネルを設置している方もいます。私達が大事にした大自然に面した地域は、この辺にないと言って太陽光パネルを張る訳ですよ。これからかなり太陽光パネルが増えてしまうという可能性もあると思うんです。そういう事で、私は、町長に要求したい事は、この町に何かを設置する時には、環境に影響があるという事から、その建設するものについて許可するか、しないかそういう委員会を設置して検討を加え町長に答申して、それを見て判断をする、この大自然の素晴らしい姿を残していくと言うような条例を作り守っていきまた、その条例が日本の多くの国民や世界の人たちに知られて更にこの浜中町の自然を生み出される事になるのかなと思いますし、私達だけで楽しむのではなくて、国内や海外のお客様にも見てもらうという事の価値があるものだと思いますので、午前中に質問された風力発電についてですが、私の中では、中止してもらいたいという気持ちもあります。

それから、今進められようとしている町外の太陽光をどんどん増やしてしまうような事を早期にやめさせていただきたいと思いますが、これについての意見を聞かせていただきたいと思います。

次に131ページじん介処理場の臨時雇上賃金312万3,000円は、何名分の賃金なのか教えてほしいと思います。

それから、最終処分場管理運営に要する経費の賃金についても、何人分の賃金になっているのか教えて下さい。

また133ページのリサイクルセンター管理運営に要する経費の作業員賃金603万3,000円については、それぞれ何人分の賃金なのか、これも教えてください。

なぜ、私がこの質問をするのかと言いますとここで働いている方は、20代後半から30代後半の方が多いです。しかし、大体5年くらいすると違う仕事を見つけて働いているという状況があります。賃金が、安いのかなという思いがあってだと思いたいますが、やはりこのような方の生活を安定させるという事からして意向を要するものではないのかなという事で質問をしたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 127ページからの関連について質問ですけれども、風車と太陽光の関係のご質問であります。

まず、風車の関係では、今計画しているのが、全体で小型風車の関係13基を予定されております。その内6基が浜中町の町有地であり、町有地が2基で港湾が4基という事です。そして残りの7基は、民地でやられておりますから契約は、民家の方と直接やられているんです。今、町有地で使っている土地は、そこが町有地であります。それと太陽光の関係でありますけれども全て民地に建っているものだと思っております。ですから土地所有者が町民でその業者の方々と契約して太陽光発電をされているのだと思っております。

議員質問があった事については、他から来た方たちが何かをしようとした時に条例、委員会を持って諮問して許可がでた段階で、その答えに対して決めたらどうかという提案であります。この民地でやるという事は、法律を作らなければストップ出来ないような気がしています。これが町有地の場合であれば議員の中で、協議が出来るかもしれませんが、民地については、難しいかもしれませんので課題は、大きすぎるなど思っているところです。その事からすると今、海岸方面にある太陽光について今の関係で言うと個人で付けている方の場合、業者の方が建てて、そこで運営されるという事だと思います。民地に建設されている件について町は、入っていきません。

それと私の執行方針ということで、言いますと環境基本計画の中で言っておりますが、

小エネルギー、再生可能エネルギーの推進を含めて邪魔にならないような方向で少しでもそういう形でエネルギーが地域の循環の中でしっかり使っていければいいかなと思っています。執行方針でありますのでご理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 131ページのじん芥処理に要する経費それと最終処分場管理運営に要する経費133ページのリサイクルセンター管理運営に要する経費の賃金の関係ですが、じん芥処理の関係については、1名分です。この職員につきましては、平成29年度も採用予定ですので、4年目に入ります。月額賃金は、1万1,000円という額になっております。これで年間分が265万1,000円。これと期末手当が1.2ヵ月分で27万7,200円冬に支給されます。それと通勤手当は、1日330円で230日出勤で7万5,900円です。それとこのような施設に勤務しているという事で特殊勤務手当というのがでてまして1日140円で計算して230日分計上しております。それで3万2,200円超勤ですが、日曜日の開放とかの45時間分を見て8万6,210円でこの方が1人分で312万2,520円1,000円未満切り上げ312万3,000円となります。

それと最終処分場ですけれども、受付の事務職員1名の男性職員がいますけれども、この方も4年目になります。それと作業員の方が2人います。事務職員については、定数外要綱によって一般の事務所と同じですので、1日7,300円です。これの年間分で175万9,300円それと期末手当が1.2ヵ月分で18万3,960円、通勤手当200円、1日200円で230日分で4万6,000円それと、この方も日曜日休みの時間外の対応がありますので5万7,240円を入れて204万6,500円となっております。それともう1人の施設の管理人の方については、作業員賃金で同じく1万1,000円となっております。勤務年数は、かなり14年から15年になりますので、かなり長く勤務していただいております。その方が1万1,000円で年間265万1,000円それと手当が年末に1.2ヵ月分で27万7,200円それと通勤手当が月額330円の232日分で7万6,560円そして特殊勤務手当が1日140円の232日で3万2,480円と時間外で休日受付分等で51時間で9万7,716円で合計313万4,956円です。この2人分を合わせたのが今回の518万2,000円の分となります。

それとリサイクルセンターですけれども、ここにも職員が2名います。1名の方が5

年以上勤務されていますので、4年を超えますと1万1,000円という額になります。1名が1万1,000円の年間で265万1,000円で手当が1.2ヵ月で27万7,200円それと通勤手当が330円の234日分で7万7,220円特勤が140円の234日分で3万2,760円時間外が34時間分で6万5,144円となっております。合計が310万3,324円となっております。もう1名は、臨時職員で高齢者の方なのですが日額1万500円となっております。これで年間の賃金の額が253万500円それと手当分1.2ヶ月分で26万4,600円です。通勤手当が日額200円の233日分で4万6,600円で特殊勤務手当140円の233日分で3万2,620円で超過勤務手当が30時間分で5万4,870円という額になっておりまして、この方の292万9,190円になり、この2人分を合わせて603万3,000円になっております、以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 再質問をしたいと思います。最初のところですが法的な部分、私的な部分という事で今の立場で言えば、町長の権限は、私的な部分には、及びませんという事を言われました。私は、何とかしてこの自然、今から180年前からずっと守ってきて何かしようとする人がいても、断り続けてきてそして、この町の人的大事にしてきた事は、生活していける範囲で自然に働きかけ家を建てたり、昆布の干場を作ったりして自然と相談しながらやってきた訳です。それから、この浜中町・厚岸町は、北海道自然公園条例がありまして、道道から100メートル以内には、建設する事が出来るけれどもそれ以上のところには、許されませんと言うそのような条例があり、その建物の良い悪いは、北海道条例が厳しく点検もされています。道道から100メートル以内の私有地であればパネルや風力発電を建てる事ができるんです。ですけれども、その景観がどうであるかという事は、そこに住んでいる町民が大事にしてきたものについては、私も含めてですが、この浜中町を愛する多くの方々と町民の意見も聞きながら条例を立ち上げて浜中町のブランドをしっかりと守って、宣伝していくという事は、町民が考える事でもあるし、町と一緒に条例化が無理であっても、何とか町の生活を守るという観点から、浜中町で条例を作り、やたらにものを建てる事をしないという事での発信をするような努力をぜひ、していただきたいと思います。

2つ目の臨時雇上賃金ですが今、町民課長からお話がありましたが、私が想像していたよりも非常に高い賃金で雇われていると聞いて安心しました。200万円にならない

くらいの方もいましたが、200万円を超えて働き盛りで家庭もある方たちが安心して働けるという事を聞きましたので、私は、大変嬉しく思います。

それで付け加えさせていただきたいのですが、年金と健康保険の種類を教えてくださいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今、議員が言われましても、しっかり、その様な条例を作っ
てしっかり浜中町のブランドを守っていただき、民間の場所に建設している風車については、
浜中町は、太陽光発電がけっこう建っていると思うんです。現実、建っている中で、こ
れから考えたらどうかと言う話は、難しいのかなと思っています。

町民の多くの声と大きな声はたして、その事が制約出来るかわかりませんが、
条例化の前に道の規制、色々な形にあって今、その規制にひっかからない民間の個人所
有地の中でやられていますので、少し難しいかもしれませんが、もし、そういう声があ
った場合、検討する時期がくるかもしれませんが、今、現実にあるという事がま
ず、大きな課題ではないかと思っております。ただ、制限をつけるとすれば、町有地に
建つ部分については、皆さんと議論も含めて進めていく事は、可能だと思っております。

もし、あるとすれば環境条例がありますので、その条例に基づいて出来るとすれば、
それが精一杯です。議員言われている事に関しては、今は、少し難しい状況です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 保険の関係ですが、医療保険は、社会保険で協会健保とい
う形になっておりますけれども、年金については、厚生年金という形になり自己負担分
を賃金から引き事業主負担分を役場で負担していますけれども、それを社会保険という
形で加入しております。報酬に応じた部分で割りますので、その年金相当分が上乗せさ
れてきますので、それに基礎年金分という形になりますので、年金については、一般の
国民年金よりは、プラス厚生年金の比例報酬部分があるという事になっております。
以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 年金及び社会保険の件について聞きました。ぜひ、このまま続
けてやってほしいと思います。

それからもう既に出来ていると言う町長のお話がありましたけども実際に湿原に建
てるまでに広がってくると私は、思いませんでした。個人で建てるには、150万円く

らい貯めないと建てられないと思います。住宅を建てると同時に建てるような若者もいるという事ですが、更にこの儲けられるようなものという事で企業がこれに入ってくるという事では、留まる場所がないという関係で私は、もう既に出来たものについては、仕方ないのかなと思っています。今後、しっかり歯止めをかけてこれ以上、増やさないうよう、その為の努力をしていただきたいと思います。質問を終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

○4番（中山眞一君） 4番中山議員。111ページ鉦根広域救急医療確保負担金149万3,000円これについては、ドクターヘリに対する負担金だと思いますが、25年107件、26年108件だと思いますが、27年は、93件の出動だと聞いていますけれども、その後、平成28年度で現在まで解っている件数を教えていただきたいと思います。

それから、厚岸町の広域救急医療体制負担金約250万円増えてます。それが救急外来患者数は、わずか1名と減っているにも関わらず250万円も増えているという事は、私は納得が出来ないと思うのですが、先程の説明を聞きますと厚岸の町立病院の医師の体制によってという事ですけれども、厚岸の医師の救急に関わる人数によっては、年々増えてくる可能性があるのかどうか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それと28年度の現在までどれくらいの患者さんたちが救急車で搬送されたのか自家用車で行ったのかその割合について教えてほしいと思います。それと夜間・休日についての度合いが解ればこちらも教えていただきたいと思います。

次に121ページ成人保健に要する経費の検診等委託料743万4,000円につきましては、去年から、帯広厚生病院から鉦路対がんセンターに変わって昨年よりかなり検診委託料が増えたのですが、この補正210万円の去年の検診受診率を教えてください。一生懸命検診を行っておりますが、受診率は、どの程度、利用されている方がいるのか、低いと言われておりますが、それにつきましてお知らせいただきたいと思います。

次に131ページのじん芥処理に要する経費の委託料ですが、根室との問題で前年度、今年度についても単価は、一緒という事ですので昨年、根室市焼却場の浜中町の使用率は、11.4%という事で言われておりましたけれども、その後、この焼却場の修理後の維持管理費が多額になっている事から、根室市から打診があり29年度以降は、単価アップか負担金の支払いになるか28年度中に協議という事の答弁がございました。

この事についてその後どのようになったのか教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 111ページの広域緊急医療に要する経費の鉏根広域救急医療確保負担金に関するご質問にお答えいたします。この鉏根広域救急医療確保負担金につきましては、鉏路管内の一次救急というのは、各市町村で土日・夜間の救急を受け付けていますけれども、その一次救急では、治療しきれない高度の二次救急医療の確保に関する負担金でございます。

それと加えてドクターヘリの負担金という事になっております。ドクターヘリの運営につきましては、国・道の助成金等診療報酬で賄われておりますけれども、体制整備の部分の負担金が入っております。

ドクターヘリの利用件数についてお答えいたします。浜中町の平成27年度のドクターヘリの利用件数は、4月から3月で27件となっております。全体では、鉏路管内全体では235件で、そのうちの浜中町が27件となっております。平成28年度の利用件数につきましては、以前は鉏路市立病院のホームページに四半期ごとの実績が載っていたのですが今、公表されておられませんので28年度の実績については、解りません。

それと厚岸郡広域救急医療体制負担金につきましては、平成27年度の実績で平成29年度負担金をお支払いする事になるんですけれども、人件費の部分で外科の先生が今まで非常勤であったものが平成27年度から常勤となったという事で1000万円くらいアップしております。この人件費につきましては、人数的にも金額的にもこれが上限であろうと言われておりますけれども、収支の不足額として例えば収入が減ったとかという事になれば負担は、増えてくるのではないかなと思っています。ただ、今後どんどん増えてくるというような事がありましたら上限額を設けるという事についても厚岸町では、相談に応じると言われておりますので、もし上がるような事があればその相談もしていきたいなというふうに思っております。

それと患者さんが救急車搬送された28年度の数と患者さんの救急車休日・夜間に自分で行った率、夜間と休日の割合で28年度については、まだ報告がありませんので、解っておりません。

それと121ページの委託料の関係でございます。今年度から厚生連から対がん協会に委託先が変わりました。まだ年度末になっておりませんので受診率は、解らないのですが、平成27年度のがん検診の受診率が出ておりますので、ご報告したいと思います。

まず大腸がん検診なんですけれども合計で21.7%となっています。それと肺がん検診575名の受診数で14%の受診率となっております。それと胃がん検診は、416名の受診数で10.1%です。乳がん検診が145名の受診数で6.9%です。子宮がん検診が115名の受診数で5.4%の受診数となっております。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 131ページじん芥処理に要する経費で可燃ごみ焼却委託料の関係です。年間1700トンの委託で予算計上をさせていただいておりますけれども平成27年度の実績で先程、申し上げましたけれども実績は、1471トンとなっております。

これは、根室市全体の数字になってきておりまして、これで1万2893トンとなっております。浜中町の占める割合は11.4%となっております。

昨年度、根室市より経年劣化で施設の老朽化も含んで改修計画を立てながらやっているというお話しでした。27年度の決算の部分で言うと1億円を超える修繕関係の工事費でだしております。それで実際29年度に向けてという話で何回か28年度の夏にお話させてその資料とか、メール等でやりとりをしたんですけれども結果、29年度の部分では、まだ単価で上乗せをしようというまでの状況にないという事での確認は、とれておりますので、このまま2万1,600円で4月から契約を交わしたいと思っています。

ただ、条項の中に一部修繕費等の部分がでてきた場合には、いずれ措置していくという部分に含まれておりますので想定としては、年度の途中というふうには考えていないんですけれども、その部分を協議しながら確定させた上で、翌年度どのような形で単価に反映させるかを考えていく事になると思いますので1年1年この決算状況と修繕費の状況を見ながら協議させてもらうという事になると思います。

根室市の方では、実際1トン当たりどれくらいの試算なのかを出しているんです。計算しますと今回の27年度決算ベースで示された数字が2万919円です。その内2万1,600円を払っておりますので、これで間に合っているという判断なので、これは27年度状況ですけれども、28年度については、まだでていませんので、この28年度の工事費には、1億を超える分を当初、見込んでいたみたいですので今、決算がでて29年度の春にまた契約の更新をしてその途中30年度の予算を上げる前までにまた、協議させてもらうという形になると思います。

こちらに関しては、いずれ変更があり得るという事で根拠を明確に示し、積算根拠を

示した上で最終的にご提案させていただくような形になる場合もあると思いますますので、29年度は、据え置くという事でお願いします。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○4番（中山真一君） ドクターヘリの出動回数は、浜中27件という事でいいですね。

だいたい年間30件前後で推移しているのかなと思いますが、患者を搬送する上でドクターヘリというものは、町民にとって大変、有難いものであります。

厚岸町立病院等の問題ですけれども、先ほど言いましたけれども、救急車で搬送された人数と自分、家族の送迎等で病院にかかっている人の比率について解る範囲で教えてください。

それから、夜間・土日どの時間帯に診察を受けているのかも教えてほしいと思います。この問題については、地元にある2つの診療所が土日・夜間に診察をしてくれないので、このような事になってきていると思います。その辺で、もし解れば教えていただきたいと思います。

それから検診の委託料ですが、がん検診の数字は、解りましたがこの特定検診は、国保の対象者だと思うのですが、その国保の対象者の中の受診者の数を教えていただきたいと思います。

次に根室の件ですが、将来的には、解らないというふうに聞こえるのですが、例えば経緯もあり、その点では根室市にお世話になったという事もあります。根室市に対しての援助とかも将来的には、発生するのかなと思う訳です。今28年度に根室市でも約1億円の補修費をかけているという事を聞きますと根室市の焼却場も老朽化してきていつどうなるのかも解らないという状況にあり浜中町としては、この先ずっと根室市にお世話にならざるを得ないか、それとも浜中町でまた新たな焼却場を建設するのか、釧路市に持って行くという事も検討はされているのかどうか、その辺もお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 厚岸郡の救急医療に関する負担金についての再質問ですけれども、救急車で走っているのか、自分で行っているのかという事ですが、夜間・休日その時間帯に関する受診数については、確認した上で解り次第お知らせしたいという事でよろしいでしょうか。

それと成人保健に要する経費の委託料の特定検診の受診率についてお知らせいたし

ます。国保会計の中で委託料で組ませていただいておりますけれども、28年度まで終わっていませんので、27年度の数でお答えしたいと思います。国保対象者が1759名で受診数が514名受診率が29.2%となっております。

○議長（波岡玄智君） 町民課長

○町民課長（渡部直人君） 可燃ごみの焼却委託に関して将来的にどうするのかという事についてですが先程、改修計画という事でさせてもらいましたけれども36年度までは、計画を作っているみたいなのですがその後、新しいじん芥焼却炉の予算も伴うことなので、相手方と話をしていると言う事で財源の問題等もありますけれども、37年度以降という事で担当では、想定しているようです。

ただ、そこまでの間、維持補修していくという流れですので、その状況を見ながら将来的な部分では、根室市以外は、広域化してますし釧路管内もご存じのとおり厚岸・浜中・標茶、他の町村で言うと弟子屈町も高山の方に持っていくようになりましたので標茶町も単独という形でいくと言っていますし、厚岸町も最終的には、単独でという形ですので今後、協議が出来るとしても広域で考えれば根室市、厚岸町、浜中町というパターンもあるかもしれませんが、厚岸町も今後、高山を使うか、地元で作るかという事では、浜中町的には、今のところ根室市と共にやっていくのがベストなのか、周辺との広域化を合わせて高山まで持っていった方が維持経費も含めて安いのか、距離的な事を考えると高山の方が遠いのかなと思いますけれども、今の一般廃棄物の処理計画も34年度までありますし根室市の計画もありますけれども総体的に判断しながら将来、どのような形でいいのかという部分を考えていかなければならないと思っております。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○4番（中山眞一君） それともう1つですが、ごみの減量化という事で例えば生ごみの水きりという事を考えて減量化していくという事は考えていますか、先程、根室市に最初に運んだ21年は、1万トンくらいでしたが、今では、1万4千トンくらいまで増えてきているという事は、水を切って少しでも軽くするという事も必要になってきているのではないかと思いますけれども、その対策を取っているのか、それとも今後、何か考えているのか、その辺を教えてください。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） ごみ減量化、生ごみの部分ですけれども、今の状況としては、可燃ごみという形で生ごみ等を入れてやっております。実際、生ごみだけ水分を抜

くとなると家庭の方にその部分の処理で逆に専用の容器で水切りを作ったごみバケツを用意してもらおうとか対応してもらったりと色々あると思いますので、減量化の1つの手段としては、有効かなと思っておりますけれども現状、可燃ごみとして処理している状況においては、増えていくという形になるとその辺も考えなければならないと思っておりますが、次の計画34年度まで今の計画がありますので、その部分を含めて浜中町では、やっておりますが、生ごみの堆肥化など色々な方法で生ごみを別に収集する方法もありますので、その辺も研究させてもらいながら次の計画まで循環型社会の構築とごみの減量に関して経費を少なくした方が有益だと思えますし、それを有効活用出来れば生ごみは、資源にもなりますので、その部分も検討していかなければならないと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 125ページの地域水道管理に要する経費とかんがい排水事業用水施設維持管理に要する経費について伺います。

地域水道で施設保守管理委託料41万8,000円と姉別農業用水道管理委託料42万8,000円があるのですが施設管理は、ポンプ等の設備になるのかなと思うのですが、その下の農業用水道管理それぞれの管理業務内容を教えていただきたいと思えます。

それと、これらの委託先も教えていただきたいと思えます。かんがい排水と関連してですが、清掃業務委託料154万5,000円とかんがい排水の方で291万6,000円です。これは、地域水道に関しての説明では、2号排水池の清掃という事だと思っておりますけれども昨年度は、1号排水池で84万3,000円の清掃業務委託があつて今回、約70万円位の増となつておりますけれども、この委託先と増となった要因を教えてくださいたいと思えます。かんがい排水については、この委託先と毎年、計上がないのですが、これは、各年の実施なのか、委託先も含めて業務内容を教えていただきたいと思えます。

それと水質検査委託料地域水道で26万1,000円、かんがい排水では、85万8,000円これは、検査サンプル数の違いなのかと思っております。この金額の違いについても教えてくださいたいと思えます。それと同時に委託先もお願いいたします。

それと131ページのじん芥処理に要する経費の公課費循環資源利用促進税63万円が計上されているのですが、この産業廃棄物に対する課税であると思うのですが、今回、計上があつたのは、町で産廃の受入れがあつたという事なのか私の認識では、基本

産廃は、町で受け入れないという事で思っていたのですが、その説明をいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 水道課長。

○水道課長（高野薫君） ご質問いただきました地域水道費の予算に関してご説明申し上げます。

まず、委託料でございますが地域水道管理に要する経費の中の委託料の施設保守管理委託料41万8,000円でございますが、この中身につきましては、自家用の工作物の保安管理業務委託料という事でございます、これが20万4,768円でございます。

それともう1つが農業用水3号幹線第6支線漏水調査委託料という事で21万2,760円でございます。この委託先でございますが、電気工作物の保安管理業務委託料でございますが、一般社団法人電気保安協会でございます。書類が揃いましたらお知らせします。

次の質問でございますが、姉別農業用水の管理委託料の42万8,000円でございますが毎月、町が委託しております検針員さんの方をお願いしている施設の管理委託料という形になります。

それから清掃業務委託料でございます。この清掃業務委託料ですが、金額が154万5,000円でございます。これは、2号配水池のロボット清掃に伴います委託業務という事でございます、議員おっしゃったと昨年度は、1号排水池をやりましたが、2号排水池につきましては、昨年度の排水池よりも面積が広いという事で、その分料金も高くなっているという事でございます。この委託業務先は、昨年度につきましては、札幌施設管理株式会社というところをお願いしているものでございます。

それと水質検査委託料の26万1,000円でございますがこれは、釧路市の環境コンサルタント株式会社というところをお願いしているものでございます。

それから、かんがい排水の水道施設維持管理に要する経費につきましての委託料でございます。施設保守管理委託料の192万8,000円でございます。これは、地下水を用水で上げる2号用水域の深井戸の2の1というものの浚渫の清掃業務委託料になります。この委託先につきましては、水i n g株式会社に委託する予定でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 131ページじん芥処理に要する経費の循環資源利用促進

税についてのご質問についてお答えいたします。

まず循環資源利用促進税の関係ですけれども、これにつきましては、産業廃棄物の排出抑制と循環資源としての利用促進を目的とした北海道が平成18年10月から導入した法定目的外税です。一般廃棄物処理計画とかでも入れているのですが、これについては、産業廃棄物ですが、受け入れをするという事になっております。

実は、申告の方法の取り扱いを今回変えておりますものについては、排出事業者である下水道と水道が自己処分したものについての考え方で水道事業会計と下水で申告納付をしていました。ただ、申告納付の部分で北海道から指導がありまして同じ町なのですが、あくまでも処分の為に最終的に搬入されたところで排出用の人から、その税分をいただいて最終処分する人が申告納付をするべきだという事の見解が出まして今回、下水道分と水道分を合わせて循環資源利用促進税率で1トン当たり1,000円の課税となります630トン分の受け入れを予定しておりますので63万円を予算計上させていただいております。この分は、一度じん芥使用料で受けて同額分の63万円分を受けて道に申告納付するという流れになっておりますので、今度は町民課の方で申告納付するという事になります。実際、搬入量は、3ヶ月に一度チェックして下水道と水道で連携しながら申告納付する形になりますので処分地でも計測はしますけれども多分、搬入業者が来てやりますのでマニフェストに基づく方法でチェックしながら申告納付を町民課の方でやらせていただく分の予算計上です。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水道課長。

○水道課長（高野薫君） 水質検査に関してご答弁申し上げます。地域水道に係る水質検査の分につきましては、主に姉別あるいは、厚陽方面の末端の水質検査をやっているものでございまして、これにつきましては、厚陽で1カ所と姉別北の方で1カ所やっております2件の12カ月分に消費税等がございまして26万1,000円という形になってございまして釧路環境コンサルタントに委託しております。

かんがい排水に要する事業につきましては水質検査委託料でございしますが、新浄水場そのものにかかります検査で大腸菌の定量検査と毎月の項目検査というものの基準9項目でございます。

それと末端の検査もありますし、クルプストスポリジウム検査というものがございまして。それから嫌気芽胞菌検査、塩素酸検査、水質基準全項目検査これは、国で定められ

おります基準51項目の検査でございます。

それから水質基準全項目検査は、先ほどの水質基準全項目検査というのは、上水分ございまして、もう1つが水質基準全項目検査これは、原水ではなくて井戸そのものの検査で基準39項目の検査となっておりますして厚労省によります法的な基準となっております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） まず、確認ですが、かんが排水の清掃業務委託料291万6,000円について2号井戸の浚渫という事で解りました。

それとその委託先なのですが株式会社水i n gその水質検査なのですが新上水場に係るものが末端の庁舎もやるという話で検査項目を細かく教えてもらったのですが、この地域水道については、環境コンサルタントの方で大腸菌等の検査は、すると思うのですが、そういう認識でいいのか、後でお答えいただきたいと思います。

それと公課費については、理解いたしました。来年度からこれは、ここの項目で毎年、予算計上があると捉えていいのか、その確認をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（波部直人君） 議員おっしゃるとおり今後、汚泥の分を入れた分については、その額を申告納付していくという形で今後対応させていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水道課長。

○水道課長（高野薫君） 水質検査項目につきましての地域水道費分の水質検査ですが、姉別・光陽については、水質検査の大腸菌等の検査の末端部分では、検査いたしません。実は、サンプルを持っていくのですが、基本的に原水とか上水の方で流して大元の方だけを検査をいたします。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 地域水道の清掃業務委託料に関しては、私の認識不足だと思うのですが、地域水道に要する経費というのは、姉別緑栄地区の水道施設かないと言う認識だったのですが、その確認と昨年の実施して1号排水地というのもロボット清掃で機械を投入しての清掃なのかなと思うのですが、もう少し解るように説明していただければと思います。

それと水質検査ですが、普段は、各種菌の検査は、していなくて、あくまでも原水の水質の地域水道に要する経費の水質検査委託料の実施は、どこでやるのか、お答えいた

だきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水道課長。

○水道課長（高野薫君） まず、ロボット清掃の委託先でございますが、昨年度は、札幌施設管理株式会社というところに委託してございます。

それと水質検査の範囲でございますが、予算的に申しますとかんがい排水に係ります事業については、あくまでも新浄水場の関係の部分でございます農業地域全般の水質検査等につきましては、地域水道費の方で予算上しているという事でございます。

○議長（波岡玄智君） 議会を一時中止します。

中止前に引き続き会議を再開します。

水道課長。

○水道課長（高野薫君） 地域水道費に係る水質検査の委託料の内訳につきましては、先程も申しましたが、厚陽地区1カ所と姉別北1カ所分の末端の水道水の蛇口から出たものの検査でございます。

それと、かんがい排水に要する水質検査での説明の中で私、答弁漏れがあったかと思えます。大変、申し訳ありませんでした。その中で色々、大腸菌検査、クリプトスポリジウム、基準51項目とかと言う原水といわゆる井戸の本当の生水の検査の中で詳しい大腸検査とか重要な検査は、法に基づいてやっておりまして、地域水道費の検査委託料の中にも、福島の部分と茶内第一地区部分の末端の検査をしております。ですから、先ほど議員おっしゃいました地域水道費の末端の検査は、この部分で検査したものの水も含まれて入っているという事でご理解願いたいと思います。

その他、ご存じだと思いますが新浄水場と既設の浄水場がありますが、こちらの既設の方でも検査をしております今、アロケーションでミックスで送られている関係もありますから、そちらの予算の方でも別に川の原水の検査をしておりますので、地域水道費いわゆる農業用水、上水道の方でもやっておりますので、それが流れていっている末端の水道の蛇口でも水質検査をそれぞれやって、残留塩素とかの検査も毎月必ずやっておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） これで田甫議員の質問を終わります。

不明な点は、原課にて確認して下さい。

次の質疑者おりませんか。

「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 次に第5款農林水産業費の質疑を行います。

7番三上議員。

○7番（三上浅雄君） 163ページ新規事業で酪農の方にもありますけれども、後継者就業交付金の漁業後継者、Uターン者それぞれ5名になっているという事ですよ。その説明とまた、どういう形でそのUターン者へ証明するのか、私の手元に過去26年から28年までの資料を見ると今年が2名で27年、28年は、0名なんです。この制度は漁業者にとってもありがたく歓迎される事だと思っております。

それと関連質問になると思いますけれども同じ後継者という事でこの間、一般質問で9番議員も言うておりましたが、漁業者に対するアンケートが昨年度に実施されました。その中で結婚していますかという質問に46名がアンケートを回答してくれたんですがその半数は、独身者なんです。これは、予算化については、今すぐという訳ではないのですが、この後継者対策に対して今、5万円の支援をしていてアンケートを実施すれば後継者の半数が独身だという事です。これは、私が水産課にお願いした経緯もあるのですが、このアンケートを実施する時点で本当であれば農業協同組合みたいに支援制度を行ったり婚活などについては、行政がやるべき事なのかと思いますし、自分で結婚相談所に行くなど我々、産業団体も色々考えた結果、浜中と散布がお願いしたのが、町の行政が入った中で独身者というのは、漁業者だけではなく、浜中町全体にもいるんです。色々な産業分野にも独身者はいますが、それを交えた中で婚活をやる事は、出来ないのかと私は、水産課に話をしたんです。これは、政策論になりますので、この答弁については、町長にお聞きしたいのでよろしく申し上げます。

もう1点165ページカキ養殖試験事業の12万5,000円ですが、何に使われたのかの説明と今のカキの養殖事業の試験事業の調査を組合でしました。

正式な調査結果が今月の中旬くらいには、でるだろうと職員から報告を受けておりますが、それだけでも780万円なんです。籠も発注しており現在、どの程度の漁業者にやらせるか試算していくとこの試験事業だけで2,000万円から3,000万円もかかるという計算になるんですよ。ですから違う養殖事業のやり方があると思いますので我々が行政に協力とお願いをしたいと思っております。

それと今朝、猿払漁協の組合長の挨拶に昭和35年に320名いた組合員が70名になってしまったと言う事で町と産業団体が一体となって今の猿払の組合員は、現在243名です。こちらは、二男まで後継者で組合員になれるという事なんです。組合員にな

りたい人が多く後継者になりたい人も多くて規制しているくらいなんです。年間水揚げでいけば、11億円くらいなんです。なぜ私がこのような事を言うのかは、この間、一般質問で加藤議員がおっしゃっていたサケ・マス、サンマの休漁船のお話ができました。去年まで浜中町で7隻でしたが今年、サケ・マスに出漁するのは、私を含めて他3隻なんです。なぜ、このようになってしまったかは、乗組員がいないんです。今の沖合の情勢は、サンマが不漁になる事によってこのような事がおきると私が言いましたが、大型船に全て乗組員がとられてしまう事、小型船のサンマに乗ってもお金にならないという事で月100万円から300万円くらい貰っていた乗組員たちは、大型船の200トン型に乗ってしまうんです。1番の原因というのが乗組員の不足という事なんです。

そこで町長にお願いしたいのですが1点目に戻りますが、今年は33名の卒業生がいると聞いておりますが、町内に残る生徒が男女含めて7名いて民間に就職が決まっている生徒・公務員が3名・漁業後継者、酪農後継者、商工Uターン者なのか、違う学校を卒業していると思いますが、この民間就職先の中で地元に残る生徒、たぶん浜中と散布漁業協同組合に就職が決まっているのかなと思います。その生徒たちは、立派に組合に勤務して1次産業の手助けなどを行っている後継者です。漁業後継者だけしている漁業者の息子だけに5万円の補助金をだすのか、年間60万円ですから、かなりの金額ですよ。今1番の課題は、子供たちを如何に地元に残せるのか、その対策はどすればいいのか、この3点についてお答え下さい。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） お答え致します。まず初めに163ページの漁業後継者対策に要する経費就業交付金の関係でございます。これにつきましては、今年度、新規で行う事業でありまして新規に就業者を支援するものでございます。月額5万円の12ヵ月で5名分という事で予算措置させていただいております。この対象者でございますけれども、浜中町では漁業交後継者就業交付規則という規則を設けまして運用する事になっております。この後継者における定義ですが、第2条に就農者等というものがございます。これにつきましては、中学校以上の学校を卒業し漁業協同組合の組合員の後継者、二親等以内の直系被族及び兄弟姉妹とその配偶者という形になってございます。

もう1つがUターン就業者等という事で漁業協同組合の組合員をしているという事で、これも二親等以内の直系被族及び兄弟姉妹でその配偶者で4漁業に従事する事を目的に本町に転入して来た者という事でありまして。そういう関係で今回、漁業の分で後

継者対策というふうに行うのは、あくまでも漁業に就業する漁業そのものの後継者という事でございますので、今回については、例えば漁協に勤められる方とかにつきましては、対象にならないという事でございます。

次に後継者対策という事で婚活について関連質問がございましたけれども、昨年、婚活のアンケート調査を実施いたしまして、議員おっしゃるとおり後継者の半数以上は、未婚というような結果がでております。その中で必要な政策という事では、婚活のイベントの参加についてもアンケートをとった訳でございますけれども、婚活に参加したい、参加させたいという回答が非常に多かったという事もございますので、希望もあるというふうには、考えております。

今回、町と両漁協でアンケートを実施した訳でございますが、やはり若い人の声も聞かなければならないという事でございますし、また漁業協同組合と一緒にやって行くという事も大変、重要だと思っております。

この関係につきましては、漁協と青年層この方々の意見をよく聞いて進めていきたいと考えてございます。参考といたしましては、議員おっしゃるとおり農業関係につきましては、町や農協、その他農業団体と組織いたします協議会で様々な活動を実施しているという事でございますし、漁業におきましても、近隣の昆布森なのですが、こちらの漁業協同組合では、組合自ら婚活事業を行っているという事もございます。また他の町村でも町が主催でやっているところもありますし、協議会を設けてやっているところもあるという事でございますので、そういう事例も参考にしながら町としても進めていきたいと思いますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に160ページ栽培漁業に要する経費のカキ養殖試験経費の事業補助ですが現在、霧多布港内で行っておりますカキ養殖の試験事業に対する補助という事でございます。このカキ養殖につきましては、議員ご存じのとおり一昨年から実施してございまして今回、初年度2年目、3年目という事で今回で3回目の補助という事になりますけれどもこれは、現在行っておりますカキの養殖場所について霧多布港湾の琵琶瀬湾東防波堤内側という事で非常に静穏域は、保たれている訳ですが、潮通しが悪いという状況がございまして、そこでカキの養殖をこれまで2年間行ってきて非常に数は、沢山養殖を行っている訳なんですけれども、潮通しが悪いせいでカキの成長があまり良くないという現象がおきているというお話を聞いてございまして以前から考えられていた訳でございますけれども、その地点に栄養塩という事で鉄供給剤というものを設置してカ

キの養殖試験事業の育成状況を見ていくという事の試験事業に対する補助金という事でございます。具体的には、この栄養塩の腐葉土と特殊な炭と鉄を合わせたものがあるのですが、これを60個作成してそれを吊るしてカキの成長具合を見ていくという事でございます。それで先程、議員の方からおっしゃられました新しいカキの養殖事業の関係につきましても、漁業協同組合を通じて色々な情報を聞いてございまして、試験事業といえども多額な経費がかかるという事もございますし、そこで養殖が可能という事であればこれは、公共事業による漁場造成という事も検討されるという事でございます。その辺、漁業協同組合とも協議をいたしまして必要であれば町とし何が対策出来るのかという事で検討していきたいと思っておりますのでご理解願いたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 三上議員。

○7番（三上浅雄君） この3点の質問については、だいたい解りました。

カキの方は、先ほど言ったとおり最初は、1漁家1万個で10万個知内から持って来ていますが去年は、1漁家3万個にして30万個作っています。産卵した後の回復させる海区を今年、新しい場所を見つけてそこに出すと4月からまた残っている3万個のうち半分くらい種が残っています。今回やろうとしているウニ養殖場の沖に設置しようとしている海区は、水温が低い為、たぶん産卵しないと思います。仙台からも私たちもやりたいという事で半成員をだせるかと聞かれその要望においては、出せるという事でした。それを持って来ているのが、仙鳳路地区なんです。ここは、現在、推計でしか水揚げ利益がとれないのですが、5千万とか6千万の水揚げ高という扱いです。1漁家でロープが何本というふうにやっているそうです。帆立貝の400トン・500トンしかならなかったという組合が今現在、北海道一の40万個なんです。私が言う沖合いでは、もう無理かなと思うんです。人がいなくてやりたくても出来ない、それでカキをこの海でどのくらいやれるのか、そういうものに対して行政と我々産業団体が一体化となってやると400トンが40万トンですから、どこまで活用できるか、やれば出来るという将来の方向性を生みだしていき町内に人を残さなければならないという事での水産課長の言った説明は、全て理解出来ました。

町長どうしますか、漁業後継者だけに5万円の交付金をだすのか、町内に残す浜中町の担い手に5万円だすのかという事についてお答え下さい。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今回、提案しているのは、29年度、新たに就業者交付金という

ものを作りたいという事で、この間、3課でこの事を議論して今日に至ったのですが、最初に議員の方に紹介したのは、12月の議員協議会の中でこの事を話したかと思いません。その後、各原課は、予算要求で農業・商工業は、どうなんだろうという事で上がったのが今回の提案した数字だというふうに思っております。

そして今回、交付金の事業で交付金という形で決めますから、浜中町独自の法律なんです。この中にあるのは、新規就業者等とUターン等とつけていますので、この等がついている理由それと推薦は、してもらいたいという事でJAの組合長、漁組の組合長、商工会長の推薦だという事で中身としては、大きく言えば3つしかないんです。

今回提案したものは、ぜひ満場一致でこれを承認してもらいたいという事があります。今回、質問されているのは、それにプラスの分のお話なんですよ。

今回、提案したものに対してそれ以上のものを出来ないか、検討出来ないのかというのは、まだ、議案が決定されていないのに今回、お話ができました。この規則自体が後継者をしっかり確保して町民になってもらい地元へのこってもらおうというのが大きな目的だったと思います。この事がしっかり確保されて動くとなれば今、議員が言われた漁業、農業、商工業を残すという事がでてくるのだと思うんですよ。今回、きっかけになったのがこの規則だというふうに思ってます。

ぜひ、これをしっかり広めて理解してもらって年間60万円という事でしっかり人が残るということを含めて、素晴らしい制度だと思いますので、それにプラス第一次産業の町ですから、この2つの産業をどう守るかという話ですから、それに関連する産業なんだと思うんです。ですから、先程言った規則で言っていますから等がありますし各団体の長が推薦決定をすればいいと言う規則にあるのだと思っています。ぜひ、これから協議して進めていきたいと思っています。

それともう1つ子供を残すという事で婚活のお話しがありましたけれども、農業の場合は、歴史があって農村花嫁対策事業から始まって、後継者になって今日に来ていて歴史を持っているんですけども、今まで長くやっても課題は、残っているんですよ。やり続けてきたから今回の支援策にも繋がってきているのだと思ってます。この婚活に関しては、ぜひ、漁組で言うと女性部の方たちが自分の息子にお嫁さんに来てもらいたいという事があると思うんです。女性部を含めて今後、町も積極的に関わっていききたいと思っております。今まで町長の答弁で経済団体が先だと言っておりましたけれども、しっかりその事を含めてやっていく時代だと思っていますので基本組織、団体も含め一

緒に考えてもらいたいし、町もその事について提案したり支援していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（波岡玄智君） 三上議員。

○7番（三上浅雄君） 今回、後継者の5万円の制度については、本当にありがたいと思っております。そして今、町長が説明されましたが私の思いは、町に残る人材を常に増やして行く、それが将来2040年の浜中町の人口減少を少しでも止める事が出来るのかなと思っております。後継者とおっしゃいますけれどもアンケート調査の中に漁業後継者は、どういう状況ですかとありますが、主に漁業に従事している、浜中漁業16名、散布17名。2番目に漁業に従事しながら他で働いているとあるのですが、1年間漁業経営をしているという事は、珍しいのですが私たちは、やっておりますので、後継者は、通年漁業をやっているんですよ。昆布漁業の後継者については、通年ではないんです。制度で見えますと全国で様似町に関しては、色々な事をやっているんですよ。全国で251件あります。そしてよく言われる海外からの求人なのですが今、浜中漁協の加工部でベトナムの方を雇用しておりますけれども、就労期間が1年しかとれないと思います。色々あるのですが漁業関係では、定置網、まき網とかのきつくない仕事、サケ・マス漁にでる船に乗る時間も不規則できつい労働環境の元では、国の法自体に合わないと言う事なんです。私は、サケ・マス協議会の役員をやっておりますが何とかできないのかと思いい現在、北海道でやっている私の知っている範囲では、霧多布港にも入ってきたイカ釣り漁船、朝5時に出港して夕方までどってくるので乗組員としてやってくれと思います。我々のような夕方5時に出港して朝5時に帰ってくるサンマ漁の船には、労働基準法に合わないという事から頼めないということから地元と近隣町村の雇用になるんです。この事から言うと如何に地元に残すかという事なんですよ。

町長は、予算が決まっていないのに追加はまだ出来ないという事で言いますけれども、この5万円に対しては、本当に感謝しています。ただ実情がそうだという事で浜中町として何をすべきなのか、そこを私は、訴えているんですよ。

町長の考え方も理解出来ますが、補正でも構いませんので、家でも求人をだしても中々、みつからないんですよ。

先程、野いちごの介護職員がいないと答弁をしていましたけれども人材を確保するという事は、本当に大変な事なんです。浜中町は、雇用の関係では、大変になってきていますのでもう少し力を入れていただきたいと思いいます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 地域創生を含めるとしても地元に残す一番大切な事だと思っております。何れにしても、どのような職に就いても昆布の後継者、船の乗組員、漁協職員、役場職員になっても同じなんです。先ほど福祉の関係のお話がありましたけれども漁業、農業を守る為に居る人達なんです。ぜひ、そういう視点で若い人たちの力を借りていき、これから町を作って行きたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 3時21分）

（再開 午後 3時42分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。第5款農林水産業費の質疑を続けます。

1 番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 私、1点だけ質問します。農林水産費の141ページ農業後継者対策に要する経費、後継者就業交付金についてと163ページの漁業者の後継者と次の商工関係の就業者交付金にも関係しております。農林課と水産課になりますが私は、どちらにも同じような質問をしますので、どちらかの課で答えてくれればと思います。

私は、この就業交付金について相前からお願いしておりました。漁業者中心に私は、質問してきたんですけれども昔、中学生になったら昆布を採る船と一緒に乗っていました。中学校、高校を卒業してもすぐに一人前になって仕事ができたんです。

ところが最近、沖乗りをする子供がいなくて高校、専門学校に進んで勉強する、勉強して帰ってきたにしても昆布を採った事がないという状態であるから漁業後継者に対しては、3年かけて親方として指導しなければならないという事で私は、研修費を与えてほしいというような質問をしてきました。この質問で漁民や町民が私に8点に亘って質問してきた事をまとめてお聞きしたいと思えます。

1点目は、先ほどから問題になっているどうして漁業者だけなのか、昔は、高校や大学を出ても漁師になれないので研修費として仕事が一前になるまで家にもどってきたらお金を町で出してくれと言う説明をしてきました。町民は、わざわざ私を家まで呼んで就業交付金について話を聞きたいとの事でした。私は、その家に行ったのですが、その時、どうして漁業者に就業交付金が貰えるのかと言われたのですが、その方にあなたが真面目に考えているようには、進まないし、十分注意してやりなさいと言われてまし

た。私は、どういう事ですかと聞いたら3年間交付金を受けて180万円もらって車を買って地元から出て行く人もいると言う漁師もいました。そういうふうに考えてもらったら困るというふうに言ったのですが、これは、そういう考えから生まれたものではなく、どうしたら漁場に若者が戻ってくるかというような末永く漁業を続けていくという事から、このような制度を作った、しかもこのような制度を作って3つの部門に分けて作ったと言うのは、浜中だけでこのような良い制度をそのような悪い考え方をやってやるというのは、許されない事だと思うんです。罰則を作るという事は、大反対だと言ったんです。そしたら1週間後またその方から電話がかかってきまして罰則を作ってくれないと地元に戻ってきて補助金をもらって逃げる人がでてくるのではという事で10年間後継者となって居てくれる人であれば許されるという事でした。中には、1年半くらいやって補助金をもらって逃げる人からは、交付金を戻してもらおうという条件をつけたいのかという事もあると思います。

私は、この交付金の趣旨からみて規則というのは、しっかり守られるものではないのかなというふうに思いましたが、これに対して町は、どのように答えますか。

2点目は、福祉保健課長に聞いた事があります。身体障害者で精神、知的障害者がどのくらいおられますかと聞いた時、およそ40人いてその内20名は、道内の施設でお世話になっております。20名は、地元の自宅で生活していますという事でした。それでそういう軽い障害を持った人でも自宅で仕事をするというような事もあると思うんですよ。そういう方々も認めるのかと言う事です。

なぜ私がそれを問題にするのかは、将来、後継者として親の仕事を継ぐ事が出来るだけの能力があるのかどうかという疑問、もう1つは、障害を持つ人に制度を設けて働くという事がその人にとって本当に幸せな事なのかという事も考えなければならないと思います。この点についても私の考えとしては、一般的に言って商工会、農協、漁業協同組合から推薦されてきますよね。その過程において推薦されてきたものを浜中町がそれを認めるか認めないかという判断する場所というのを作って見てはどうかなと思うんです。意見をよく聞いてそして許可するという事を私は、やった方が協同組合から上がってきたものをすんなり認めて後で後悔するより、その方がいいと思うんです。例えば7月に戻ってきて申請書を出して認められたら8月から認められるという事でいいのか。

それから次の質問は、昆布で7ヵ月働いて出稼ぎに5ヵ月行っている人に1年分の交

付金を出すのか、それに対する町の考えは、いかがでしょうか。

次は、女性が後継者の場合、どのように対応しますか、この場合についても男性と同じように対応するのか、去年テレビで酪農女子会という番組がありました。3姉妹がいて、そのうちの1人が私、酪農女子をやってお婿さんを迎えるという場面もあり女性が後継者となって宣言し、推薦がなされた場合どうするのか、それから中には50才くらいになってから戻ってくる方もいると言う人もいます。私は、やはり年齢制限を設けた方がいいのではないのかなと思うのですが町としては、年齢制限は、考えているのか質問します。以上、よろしくお願いします。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） お答えいたします。まず1点目ですが、なぜ漁業者だけなのかの質問についてですが、今回の交付金につきましては、浜中町を支えている農業、漁業を含めての地場産業をしっかりと守っていくという目的をもってやっていくという事でそういう部分では、基幹産業の漁業、農業の後継者を育成していく為の資金援助という事でございますので、確かに他の産業の方からすると、どうしてかと言う事になると思いますけれどもここは、浜中町として一次産業を守っていく部分で交付しているという事でご理解をお願いしたいと思えます。

次に3年間、交付金をもらった後にいなくなるという話でございますけれども、こちらについては、今回の交付金でございますけれども、まず本人から申請をいただいて私どもの方で後継者として承認をするという事、その承認を受けまして今度、本人が年度末に状況報告書というものを提出していただく形で、その状況報告書に基づいてその後、年度最後の支給という事でございますので年度ごとの実績に応じた支給という形になりますので、先に交付金をもらった後に居なくなるというものではなく実績を踏んだ中で支給するという事でございます。

また今回の要綱の中では、決定を受けてから5年間に亘って状況報告を提出してもらおうという事でございますので、少なくとも支給は、3年でございますけれども5年間は、状況を報告してもらおうという事で規則を制定しているというところでございます。

2番目の答えでございますけれども、罰則規定については、特に設けておりません。

それと3番目の障害者の関係ですけれども、漁業協同組合から推薦をいただきこの部分につきましては、漁業協同組合、農協が後継者に位置づけた形で推薦をいただくという事でやっておりますので、やはり現実的に後継者になり得ない人の方の推薦は、やは

り組合としてもしないものと考えてございますので、あくまでも後継者として漁業協同組合、農協で推薦した方を出していただくという形になろうかと思えます。

次に途中の申請の受付という事でございませけれども、この申請の時期は、特に定められておきませんので新規の学卒者であれば3月に卒業して4月から後継者という形になりますのでその時点で申請をいただければというふうに思えますしUターンの場合は、時期が決まっている訳でもございませぬので、その都度申請を受け付けているという事でございませぬ。そして年度の最後に状況報告をもらって交付をするという形でございませぬ。

それと先程、昆布の関係で7カ月出稼ぎに行かれるという部分でございませけれども、あくまでも今回の交付金につきましては、漁業後継者として位置づけるという部分でございませぬので、この位置づける事それによって交付を行うという事でございませぬので出稼ぎに行かれている人や漁のない時期に他の仕事をしている方については、特に規則的には、決まりがございませぬので、支給の対象としているというところでございませぬ。女性の後継者の関係でございませけれども、この規則の中では、差をつけてございませぬので、女性の方でも後継者という事であれば支給の対象にしていきたいと思っております。

それと年齢についてお話がございませけれども規則では、年齢制限も設けておりませぬので50歳でも漁業後継者、農業後継者という位置づけが出来れば支給の対象としていきたくてございませぬ。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 今、全体で申し上げた質問の内容で水産課長がお答えした部分で今制定している規則の関係は、このように取り扱っていくという事にしております。年度途中での対象者の部分に触れますと、途中申請の方には、ほとんどUターンの方が想定されての事にもなるかと思うのですが、年度の途中例えば7月に戻ってきて、その月以降の36月という事になりますので、当該年度では、8ヶ月分実質就業していた期間の8ヶ月分翌年度以降でいくと36月なので4年目の途中の4月から6月までの会計年度を区切っている都合上、最終年につきましては、4月から6月の3カ月分そういった形で最終的な年度でいくと4年間まで交付の期間がまたがるというような予算措置が今後Uターン者の中に出てきた場合、このような形で措置されていくケースとして出てくるかなと思っております。女性後継者という事につきましては、産業団体が今

後、将来的に配偶者を取りながら後継していくという推薦があった場合には、後継者という事で認めその就業交付金の対象になるという事で考えております。

それから年齢制限の関係につきましても例えばUターン者についても色々なケースで戻られる方もいると思いますので、水産課長が申し上げておりましたように年齢制限は、設けておりません。産業団体の方で、その方の経営の中での後継者という事で位置づけられて推薦を挙げていただくという形を尊重しながらそれについては、交付の対象という事で考えおります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 質問に対して回答いただきましたが関連して再質問したいと思います。先程、7番議員の質問の中で町長の説明で漁業者等の部分で私は、今回の提案に関してそこまで考えていなかったんです。私は、今回の3部門における後継者に対して、とにかく一次産業を盛んにしてほしい、そこで産業が財政的にも保証ができて豊かになれば漁業協同組合や農業協同組合も活気づいてそれに基き賃金も上がったりするかもしれません。なお、浜中町に残って仕事をするとする人にも交付金としてだしてもいいじゃないかというような世論が出てきた時、初めて段階的に行くべきではないかと思えます。

私は、町長の考えは、幅広いと思いますが私は、この事業を進めていただきたいと思えますので最初は、やっぱりそこまで進めるべきではないと思いましたが、それからの答弁の中で罰則は、ないけれども年度ごとの反省でどういう状況で1年間過ごしたかを書いてもらうという点検もするという事も必要なのかなと思えます。

ただ驚いたのは、私の聞き違いかもしれませんが年度の最後、4月から勤めた場合3月末に60万を支給すると聞いたんです。私は、そういう答えが返ってくるとは、思いませんでした。私は、後継者がやってきて月々5万円ずつの研修費を受けて親の世話にならないで生活できる生活費なんです。これをずっとやってきて最後に60万円をもらっても私は、あまり意味がないと思えます。5万円を交付金として出すという事は、生活費の一部という事、そうすると毎月、決まった時間に5万円というお金が貯金通帳に入っていて、これが励みとなって生きたお金になると思うんです。

私は、年度末でなくて毎月支給という事で1ヵ月5万円で12ヵ月で60万円という事で書いてあったと思えます。これを読んだ人は1ヵ月ごと支給されると皆思っていますよ。私は、毎月貰えた方がいいと思えますが、この考えをお聞かせ下さい。

それと障害者については、協同組合の方でしっかり後継者というものを位置付けて推薦していただくという事でお願します。それ以前に漁業協同組合が推薦してくる以前にまず、町に申請してもらい承認されてから漁業協同組合、農業協同組合からから推薦してもらおうという事で私は、逆なのかなと思うんですがお金を出すのは、漁業協同組合、農業協同組合、商工会その推薦の段階でしっかり審査をして町が承認するというふうに関こえたのですが、これでいいのか。

それから、7月昆布を7ヵ月間やって5ヵ月間は、出稼ぎに行きます。これも1年間とみなすという事で、いいと思います。それと女性後継者の場合ですが、このようなケースもあります。女性が外で働いていて男性を連れてきて結婚する事にした場合、家にお嬢さんをつれてきて後継者になると言ってきた場合については、二親等という決まりがありますので、夫婦で戻ってきて後継した場合でも認められるのか、これは、Uターンしてきた場合です。年齢に特に縛りはないという事については、解りました。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町長、等という事について先程、説明しましたが、その事に対して質問者も違和感を感じていると言う事ですから、等に対する適切な町長の考え方を答弁して下さい。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） この交付金制度ですが、これは、1本になっていないんですよ。この交付金制度は、それぞれ漁業、農業、商工業その交付金制度をそれぞれ作っているんです。この制度は、1本になっていないんです。なぜならば色々な事情があって1本に出来なかったんです。色々なケースがあって漁業、農業、商工業の後継者になるという事ですから、それぞれ3つを一度にだしているんです。

それと等という言葉は、色々なケースがでてくると思い幅広くしたんです。今言われた今は、考えられないと言う事ですけれども色々なケースがあるだろうと思い、そしてあった時は、皆で議論して決めるという事がこの制度の趣旨だと思っています。一番最初に言いましたけれども、交付金の制度を作りました。これは、浜中町独自のものです。それと本当は、1本にしたかったのですが3つの産業全体で作ったんです。出来なかった理由は、その後継者対策を含めて色々な事情があったという事、それと等については、幅広くみたという事で皆でその時に協議して決めていきたいと言うのが趣旨であります。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） お答えいたします。

まず、支給が年度末という事で議員からは、毎月の支給にしたらどうかという話でございましたけれども今回、あくまでも状況報告に基づいて支給を行いたいという事、これを受ける側からすれば早めにもらった方がいいという考えもございますけれども、やはりここは、状況を把握した中で交付をしていきたいと考えてございますので、その点ご理解をいただきたいと思えます。

それと申請の方式の関係でございまして、あくまでも申請に関しましては、町に申請をしていただくというものでございまして産業団体等につきましては、あくまでも申請をしていただくのに漁業協同組合、農協からの推薦が必要だという事でございまして、あくまでも申請は、町にさせていただくという事でございまして了解いただきたいと思えます。

また、女性の関係ですが、配偶者の後継者の部分でございまして規則の第2条の中のUターン就業者等の中に二親等以内の直系被族及び兄弟・姉妹その配偶者というふうに入っておりますので、その部分についても産業団体が後継者という位置づけをしていただければ支給の対象になるという事でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 最後の1点だけ状況を見てお金の支給60万円という事に関しては、配られた文章を見ても支給は、12ヵ月を過ぎてか、あるいは年度末に支給しますというふうには書いていないので1ヵ月5万円×12ヵ月と書いてあるものを見たら1ヵ月ごとの支給だなどと思ってしまいます。この考えを変える事は出来ませんか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 先の議員協議会の中でも制度の中身的な部分は、ご説明申し上げておりますけれども、その支給の要件の部分については、最終的に制度の趣旨そのものに関わってきますけれども、各産業振興の為と本町の定住という事、それから後継者の育成という成長を支援していくというような趣旨からまず、町内に戻ってきていただいて定住していただくという事が大前提になっております。議員おっしゃられますように月ごとにという事は、広報の中で規則の詳細までは、お知らせ出来なかったという事、確かにそのような形でご覧になられた方もいらっしゃるのかなというふうに思いますが、そこは、申請の段階で丁寧にご説明申し上げたいと思えます。

また今後の制度の周知ですとかも、その説明をして正確に捉えていただけるような表

現をしてやっていきたいと思っております。今回の規則の組み立てとしては、まず帰ってきていただいて定着、定住してもらったという事、次に年度末の就業の状況報告を確認させていただいて、その時点で1年間、途中であれば途中からの数ヶ月間、間違いなく町内に戻ってきて就業して定着しているという事を確認してから支給する、これを条件として現段階での規則という事にしておりますので先程、町長も申し上げておりましたけれども色々な3産業でそれぞれ対象者、また対象の要件も異なるという部分がございます。今、規則3本立てという形にもなってございます。

今後また色々な実績も踏まえながら内容の見直しも将来的に出てくるのかなと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 141ページ農業後継者対策に要する経費補助金、町農業後継者対策事業推進補助120万円については、かなり農協とタイアップしながら後継者対策に取り組んでいる訳ですけれども、昨年の実績について数字的にお示しをいただきたいのですが昨年は、浜中町全体で20組の成婚があったとこれまでの答弁で確認してるんですけれども農業後継者での成婚が何組あったか教えていただきたいと思っておりますし、この推進協議会の対策協議会がそれに絡んでいるものがあればその点について説明をいただきたいと思っております。

推進委員皆さんも大変一生懸命頑張っておられるわりには、中々成婚に結びつかないと言ったジレンマがあるのですが、何とか花が開いて後継者の花嫁対策を実施してもらえればと思っております。

それから今、議論にありました後継者就業交付金の質問に入る前に議長にお願いをしたいのですが、この浜中町農業後継者就業交付金交付規則、これを資料として提出を願えないかどうかお願いをしたいと思います。その規則は、我々詳細を知らない訳ですから、その規則を資料として提出してほしいという事でお願いしておきます。

今、1番議員さんから、それぞれ詳細に亘り質問があったので私からも少し質問させていただきます。

私は、長谷川町長時代から浜中町の農業後継者の親元就労あるいは、Uターン者に対する行政的な支援がない、その一方で新規就農者に対しては、手厚い支援制度が国、道も含めてあり親元就農に対しても支援する事によって後継者が親元に就農するきっかけになるのではと思いき質問を申し上げてきました。それが、やっと今回この日の目を

見たという事では、町長の御英断に心から敬意を表したいとこのように思います。なんとかこの制度が実を結んで、農業に限らずそれぞれの産業後継者が浜中町の担い手として頑張ってくれる事を期待をしたいのですが若干、交付金制度という事ですから今それぞれ議論のあったような問題点もあると思います。そのことも含めながら、これが有効に活用されて浜中町の産業の発展に繋がっていかねばならないという事で、広報等でこの制度についての説明をされていますけれども、やはりそれぞれ該当者に対するPR活動と合わせて子育て支援とか様々な町としての支援策を将来の何の仕事に就くか決める時期にこのような支援制度があるという事で学校、農協とかにPR活動が必要ではないのかなと思います。例えば将来仕事を選択する時に目に入るようなパンフレットを作ってそれぞれの機関に配るとかそういった仕組みを考えていくべきだと思いますけれども、そういった考えはないかお尋ねをしたいと思います。

この交付金制度が決まる前、私の周辺を見ますともう少し早くこのような制度が出来ていればと思う人もいる訳でそういった面では、残念な気がしますけれども、あくまでもこれは、29年4月以降の就業者・Uターン者に限るという事ですよ。この辺の確認をさせていただきたいと思います。

それから、今も話ありましたけれども若干、月5万円というふうに謳っているんですよ。広報等でもそのように流しているんですよ。仮に状況報告書を年度末に出してからの支給だという事であれば表示として年間60万円というような表現であるべきだと思います。私は、例えば高校なり大学を卒業して親元に戻ってきて後継者となる、中々最初から親と一緒に農業に携わってやれる訳ではないんですよ。やはり、若い時代ですから遊びにも行きたいとかもあると思いますので、この様な時のお小遣い程度、毎月貰う事によって励みにもなるだろうし、意欲もわいてくる、そして将来の花嫁を求めるような社交の場にも出ていきやすくなるという事が大変重要な事だと思うんですよ。

家に閉じこもり一生懸命仕事をしていても、中々、出会いの場にも参加しなくなって、いつの間にか年が重なって中々、そういう機会に恵まれないという事もありますから私は、1番議員さんが言ったとおり毎月支給する事によって社交の場にも出て行くという事にも繋がりますから、この辺は、再考をしていただけないか改めて質問を申し上げたいと思います。

それから、その他農業行政事務に要する経費で農業委員会の公社評価委員報酬が計上されておりますけれども今回、農業委員会の制度が変わりましたので、それぞれ推薦で

定数13名、これは13名以上になった時、この評価委員会が開催されるという意味なのか、定数13名でも評価委員会を開催するという事なのか、この確認だけさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） お答えいたします。1点目のPR方法という事でございますけれども、広報浜中では、今年の2月号で記載させていただいたという事でございますけれども今後、浜中漁業協同組合には、回覧がありますので、それを全組合員に流すような方式をとっております。

散布漁業協同組合につきましては、回覧というものがありませんので、チラシを作成して全組合員に周知をするという形をとらせていただきたいと思いますと思っております。

また、各漁業協同組合さんから対象となる方の情報をいただいておりますので、その方につきましても状況をお聞きしたりして確認をとりたいと考えております。

また、学校とかのPRの関係という事でございますけれども今回、制度化するに当たっては、特に高等学校等にその環境を周知するという形は、とりませんでした。

今後、そういう部分も含めてこの制度の周知を図っていきたいというふうに考えてございますのでご理解を願いたいと思います。

2点目でございますけれども、今回の交付金事業につきましては、今年の平成29年の4月から実施という形になりますので、その前の就業された方については、交付の対象にならないという事ですけれども、これに関して差があるという事で考えておりますが時期で線引きしなければならないという事でございますので、この事業につきましては、今年の4月1日から実施という形で進めていきたいというふうに考えてございます。

また、毎月の支給の関係につきましては、今回初めてこのような事業を立ち上げて実施するという事でございますので、今年については、状況報告をいただいて、それから年間まとめて支給という形で行いたいと考えておりますので今後、その結果を受けて色々、状況がわかると思いますので、その事を含めて今後、考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 141ページ町農業後継者対策事業推進補助の成婚数の部分ですが、酪農地域の成婚数は、平成28年今現在まで4組のご成婚がされているという事でございます。その成婚に当たっての協議会の関わり方という事です、直接的には、

この4組の方は、協議会として成婚に至った訳ではありません。あくまでも各個人が色々な形でご成婚されたというような状況であるという事で抑えていただきたいと思っています。

次に141ページの農業委員候補者の評価委員報酬の関係で先程、12月に条例を制定して定数13名という事になっています。今、推薦応募という形をとらせていただいておりますが13名の場合でも、この評価委員というのは、開催する予定でおります。その推薦、応募された方々のこれから農業委員になっていただく方の内容を確認させていただくという部分もありますので13名という場合でも開催する予定です。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 農林課長に答弁をいただいた件については、理解をいたしました。後継者就業交付金に関わってのPR方法ですが農業者の場合ですと高校は、親元就農をするのであれば、それなりの関連の学校に行くというのがほとんどだと思いますが、進路を決める前に色々な情報を町から産業後継者に対する支援策とか結婚祝い金も含めてそういった総合したPRのパフレットみたいなものを作ってそれぞれの学校なり対象する家庭に事前に配布するという事があればご家庭でも学校でもこの事が話題になって、こういう支援があったら自分も農家を継いでみようかというような意識になる、そういった事が目的だと思うんですよ。支援する事もそうですけれども、そのきっかけを作るという事も大きな目的の1つであるのかなと思います。ただ、支給するだけではなく、もう少し力を入れてもらう、そして例えば学校での進路指導、三者面談の時にそういった事も含めながら将来の進路について話し合うという事になってくれればより一層の効果として生まれてくるのかなと思います。

それとUターン者ですが、自分の周りにも親元に帰ってこようか、他の仕事に就くか、また、その仕事に就いても転職を繰り返している若い子たちもいるんですよ。その人たちがこのような支援策がある事によって親元のところに帰って農業を頑張ってみようかというような、きっかけにもなると思います。そういったPR活動も大変重要だと思いますので今後、検討してもらいたいと思いますけども、新たにお考えがあれば、聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） お答えいたします。就農される前の方、進路も含めた形のP

Rの指導という形であると思えますけれども漁業の関係につきましては、今回、交付金の他に町として漁業研修場の助成とか様々なものやっておりますので、それを含めた形で進路を決定する前の子共たち、保護者の方にPR活動を行って今回の交付金の効果をより高めて行きたいと考えております。また、Uターン者につきましても色んな状況があるという事ですが、これにつきましては、現在おります漁業者や実際就業している組合員の方にPR宣伝等含めて積極的に行っていきたいというふうに考えてございますのでご理解を願いたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 予算書143ページ負担金補助の交付金農業基盤整備に要する経費の浜中・姉別地区の道営農道整備事業負担金これの工期と場所ですが昨年は、北3号から北6号の間だと聞いていますが具体的な場所をお知らせいただきたいと思えます。

次に145ページ、その他の農業振興に要する経費の使用料及び賃借料のコピー借上げ料につきましては、前年度を20万円で今年は、54万円という事でコピー機を購入する予定なのか、それともカラーコピーという高いものを購入するのか、その辺をお知らせいただきたいと思えます。

それから153ページの公社営事業に要する経費の13節委託料と公有財産購入費の内容ですが昨年度公社営の総合整備事業の再編整備事業で装置整備という事で93.4ヘクタール他という事で説明がありましたけれども、これの内容について委託料と公有財産購入の分もお知らせいただきたいと思えます。

それから159ページ有害鳥獣被害対策に要する経費の13節委託料のエゾシカ等有害駆除委託料ですけれどもエゾシカについては、2千頭で1,000万円、野イヌが20万円の計上であるというふうに事業調べで載っておりました。これの現在までの実績についてお知らせをいただきたいと思えます。

それから163ページこれについては、漁業後継者対策に要する経費の補助金、漁業後継者育成対策事業補助の説明では、浜中漁協、散布漁協に対する青年部の活動補助金については、浜中30万円、散布10万円の計40万円と研修場へ行く方の研修経費も含まれているという事であったと思えます。この研修場には、どちらの方から何名いくのかという事をお知らせいただきたいのと後継者就業支援交付金の件についてですけれども私は、一般質問でも聞いていまして、この概要については、12月定例議会でも

聞いています。その時に答えた内容で私は、理解したんですよ。それが今回、7番議員が先ほどの質問に対して等があるから、これは幅広くという意味だと町長おっしゃいましたよね。この要綱のどこに等が書いてあるのですか、これは、浜中町産業後継者就業交付金ですよ。その等というのは、拡大解釈じゃないですか、私は事務的に言われた水産課長なり農林課長が言っている事が正解だと思うのですが、例えば先程の答弁で言って高校を卒業して役場・漁協に就職したこういう人たちまで対象にするという事も、この等の中に入っていると町長言いましたけれども、それは拡大し過ぎじゃないですか、本来の交付要綱の趣旨から外れるのではないですか、私は、心配してるんですよ。今からそういう事で、これをやり切って次の段階で結果的には、産業振興に関わっているという事であれば考え方が変わるのですが、私は、違うと思いますよ。

それと月々5万円という事ではっきりここに書かれていますから月々5万円という部分については、そのとおり支出すべきだと思います。1年間の状況報告をもらってから支給するという要綱になっているかもしれませんが、その要綱規則は、貰っていないので解りませんけれども、その規則については、町長サイドの決裁で改正できる訳ですから、あくまでもその月々支給するという形で漁協、農協、商工会の方から推薦があった個人に対しては、町として信頼をして月々支給する、そして結果としては、就業の状況報告をいただくという事で対応できるんじゃないですか。私は、そういう方向でぜひ、規則ですから見直しが出来ると思いますので、ぜひ、その辺をやってほしいし先ほどの等の部分については、それも等というふうに修正出来ると思いますので、就業規則というふうにするのか、その辺をはっきりしていただきたいなと思います。私は12月定例会で議会だよりでも町民にその制度については、周知しているつもりですから、それが議会の度に答えが変わるという事については、理解しづらいです。

町長として責任を持ってその辺を答えていただきたいと思います。

それと、これに関連して先程7番議員から婚活事業のお話が出ていました。結婚についても、今回の一般質問で私、質問しました。それに対する町長の考え方は、支援は、最初であるけれども、各団体でまず動くべきだと言うような回答がされました。7番議員が言った事は、町内全て商工業者、役場職員、漁協・農協の後継者もいて未婚の男女を会わせて実行委員会などを作って婚活事業の企画をすとか、それは、この団体の中では、出来ないと思いますので行政が主導的に支援して、このような事が出来ないかと私は、そういう事だと思うので、もう一度、その辺お答えいただきたいと思います。私は、

このような支援活動は、出来ると思うんです。産業団体に全て任せるとするのは、先程、町長が答弁したとおり一度そのように言ったけれども、そうではなく一緒にやっていくと言う答弁が7番議員にありましたからそれは評価したいと思いますので、その辺を再度教えていただきたいと思います。

それから同じページの、工事請負費、新川船揚場整備工事であります。これについては、4年間の計画で工事がされるという事であります。これの工期とそれから、棹前、成昆布が始まりましたら、工事が大変だと思うのですが、この間の工事になるのか、もし、なるとすれば配慮が必要だと思いますので、その辺の考え方をお知らせいただきたいと思います。

それから、165ページのカキ養殖試験事業に関わってですけれども先程、7番議員から話がありましたが、浜中漁協の試験事業については、ただ今、調査をしている最中でありまして。その調査の結果が今月中にでる訳ですが、その調査が確定した後に調査費が780万円くらいかかる訳ですが、その支援と今後、半成員や籠を買ったりする費用の部分が出てきます。それに対して、支援をお願い出来ないかなという事であります。私、去年も言いましたけれども水産業費全体と農業費全体を就業人口で割ってみますと去年はこの差が50万1,000円です。今年の事業全体の予算の差が65万円ある訳です。確かに農業分野の補助制度とかも拡充していますから、そういう部分で開きがあるというのは、解りますけれども圧倒的に就業者数が漁業関係は、多い訳ですから、この辺で漁業関係の産業団体に支援を拡充すべきだと思うんです。その辺の考え方を聞きたいと思います。

それから169ページ丸山散布物揚げ場整備工事であります。これについては、平成25年から29年度までの事業でありました。これが1年間、伸びるという話を聞いて今回は、右岸の87メートルの矢板工法だけで終わるという事でありまして、伸びた理由があれば教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 143ページの負担金の浜中姉別地区の道営農道整備事業の負担金の関係でありますけれども、場所と工期の関係という事でのご質問だと思いますけれども、施行期間なのですが昨年、若干路盤の工法で事業費がかかりまして、今年のスタート時点で起点が北4号を少し超えた地点から荒川牧場さんの前後までの区間を今年予定しております。

それから工期の部分ですけれども、これにつきましては、春先の牧草の収穫、秋これらもありますし、その後の秋終盤になりますとスラリー散布ですとかで大型重機も通りますので、その辺は、作業をする畑の農家さんの方と協議しながらと釧路総合振興局の担当の方と工期の関係で工夫をしながら収穫の時期を外しながらというところもあると思いますので、春先にかかれば春先から一部と秋の作業が終わった以降とかで全体の工期を考えていきたいと考えております。

それから145ページの使用料及び賃借料のコピーの借り上げ料なんですけれども、この部分につきましては、コピー機の機械は、変わっておりません。従来のコピー機のままです。それぞれの補助対象経費として見る部分で1つ上の方には、中山間のコピー借上げ料18万円とありますけれども、そういった一般財源と補助対象になる経費を振り分けながらさせてもらった結果です。年間の使用料としては、全年同様で変わらないと抑えていただきたいと思います。

それから153ページの委託料と公有財産購入費の関係ですけれども、これは、公社営事業で委託料の方になります。6,857万5,000円という事でこの部分につきましては、今年の事業費の関係ですけれども今、計画段階ですけれども、草地造成で9.0ヘクタール、それから草地整備、更新ですがこれが245ヘクタールです。

それから暗渠排水とかの部分で5ヘクタールこれらを予定している中の受益者負担分と歳入の方にもありますが、道からの15パーセントの費用補助が組み合わさった予算になっております。

○議長（波岡玄智君） 本日の会議時間は、議事の都合によって、あらかじめ延長します。

○農林課長（藤山巧君） 17番公有財産購入費の部分につきましては、茶内地区北区の牧場で畜舎を1棟建設すると言う事で、その費用としての受益者負担分の50%、2分の1が受益者負担になりますので、その分を計上させていただいたという事になります。

それから159ページエゾシカ有害駆除の委託料の関係1,020万円の部分ですけれども、これにつきましては今現在の実績という事で申し上げますと2月末までシカについては、駆除数2589頭それから野イヌにつきましては、これは、12月末の実績ですが、8頭です。今現在の駆除数という事で抑えていただきたいと思います。

水産の関係で163ページの方になっておりますが、就業交付金関係ですが、に関

わるところですので、私の方から5万円の部分で広報の方でも月々や月額という表現を使わせていただいております。その表現が毎月の給付だと捉えてしまっていると言う事ですが月々ではなく、月額という事なのですがUターンの方もおりますし先ほど申し上げましたが、7月以降3月分までという事になりますと月額で月割の年間で就業申請があった時から年度末までの月を最後に状況を確認しようという事で規則の方で一度、制度化させていただいております。

今回は、まず制度的なものを進めさせていただいて、一括交付とか月額でそれぞれ交付するという形、事務的な部分で言いますと就業している事を条件として支給するという事で言うておりましたけれども、その辺の確認等も含めながら、この規則で年度末に状況報告をいただき年度間の申請があった以降の月数で支給するという制度で進めさせていただきたいと思っております。

それが今後、議員おっしゃられましたように月々、一括で年度初めに就業した時点に一括でその年度内に該当する月分とかにも、今後検討の材料になると思いますが、今のところは年度末に状況報告をいただきながら実績として支給するという事になります。途中で、本人が転出してしまった場合については、そういったところの規則、規定の部分も整理していかなければならないのかなと考えております。

まずは、今の制度の形で進めさせていただいて今後、整理していきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） お答え致します。163ページの漁業後継者育成対策事業補助ですが、このうちの北海道立漁業研修所総合研修受講補助では、1名の方が予定されております。金額は、35万円という事でございます。

また、この他に支援事業の中身といたしましては、漁業後継者視察研修という事で40万円の補助と漁協青年部・女性部活動支援につきましては、4団体で36万円という形になってございます。

次に漁業後継者の関係の婚活事業の関係でございます。この関係については、アンケートを受けまして必要性を感じるという事で町としても、どのような事が出来るか、内部的に議論してきました。組合にも色々話をしたり相談にのってもらったりしておりますが当初、イベントの開催という事で求める声もあったのですが、この事も考えてみようという事でアンケート調査をしたけれども実際、対象者の声を聞いていないと言う部分もありましたし、後は、昆布森漁協とかでも、婚活事業という事でイベント開催を

しているのですが中々、成果がでないようで、やはりその事を含めずは、やってみようと言う事も大事だと思いますけれども、ある程度私どもとしては、成果も求めなければならぬという事もございますので、その部分では、イベントの開催にいたしまして、堅苦しい部分を追及していくのか、それとも町内の若い人方を集めて気楽な感じでも、堅苦しい部分からと言う事で交流を図りながら進めていくという事で若い人の声を聞きながら検討していきたいと思っております。

また、町が事業主体としてやるのか、産業団体でやるのかについては、色々と議論がございますがこれは、それぞれ協力して一緒にやっていかなければならないと考えております。

次に163ページ水産振興に要する経費で新川船上げ場整備工事でございます。これにつきましては、今年度、測量と実施設計を現在でやっております平成29年度に5,000万円で改修したいという事でございます。予定としては、現在4年ほどかけて行いたいと思っております。

また、この場所は、議員おっしゃるとおり昆布漁の船舶の通行する場所という事になっておりますので実質、昆布漁時代の工事については、無理だというふうに考えてございますので昆布漁の終了後に工事をさせていただきたいと考えてございます。

次に165ページの栽培漁業に要する経費カキ養殖試験事業補助の関係でございます。この点につきましては、議員の方から新たな養殖事業で組合から現在進められているという事でお話を聞いております。経費もかかるという事で漁業協同組合の方からこの部分の資金というお話を伺っており、どのような援助が出来るかという事を今後、考えていきたいと思っております。

産業団体の方から例えば町でもっている基金事業を使ったらどうかという意見もいただいておりますので、どのような支援がいいかも含めて今後、検討していきたいと思っております。

次に169ページの丸山漁港整備に要する経費の丸山散布物揚げ場整備工事でございます。これにつきましては、当初の予定では、平成29年度で工事を完了させるという事で取り組みを進めてございましたけれども実は、この事業の財源となります辺地債というものがございます。これは、80%交付税が算入されるというものでございますけれども大変、有利なものでございます。これの辺地債の割り当てがないという状況がございまして、その割合の中で事業を進めていくという状況ですので現在、もう1年

延びた形での事業という事になっております。

○議長（波岡玄智君） 町長、齟齬についての指摘、拡大解釈ではないかという指摘がありました。ご答弁願います。

町長。

○町長（松本博君） その等の使い方なんです、決して漁業の等ではなく、執行方針の農業の後継者の4ページに書いています。

それと漁業と商工業の後継者も同じく書いているのですが、後継者対策として新規卒業就業者等及びUターン就業者等に対してという事で町長の思いとしては、ここの部分で等を使わせてもらいました。それで、この等の思いというのは、ある程度その人によって色々な事情があって、このケースに載ってくるだろうという事もあり、その等をつけて幅を持たせる、こように捉えてもらいたいと思っているところです。この産業の後継者対策としては、新規卒業就業者等及びUターン就業等に対しという事で交付金の支援をするという事で使わせてもらっております。

それと農林課長も申しあげましたけれども、まずやらせてもらいたい、そして、途中で変更するかもしれない、そして改良もしていくという事で浜中町が今回決めた規則かなと思っているところであります。

まずやらせてもらって、皆の意見を聞きながら良いものにしていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 農林課長から答弁いただいた事については、全て了解でございます。

ただ、農業後継者就業交付金の関係ですけれども、今町長から施行方針の中の等は、拡大的と言う事でお話を聞きましたが、我々が説明を受けた事は、後継者就業交付金の概要ですし予算も等は、就業交付金ですので等は、入っておりません。それに関してこのような事業内容で、このような制度でやりますという規則は、私どもは、見ておりませんから、3番議員が会期中にその規則を出してくれるという事ですから、改めてみたいのですが、規則については、先ほど私言いましたように変える事が出来るという中身です。そういう事で町長の方からまずやらせてほしいという事ですから、それでいいのですが、やってみた状況としては、不都合があったり、その対象者の利便を図ったり生活費としての位置づけを従事すべきだという事になれば規則改正をぜひ、してもらい

たいと思っております。

役場職員・漁協の職員でもいいという事で前向きに拡大するという事になれば将来的にどのようなのかと言う部分では、問題が出てきますので、その辺をしっかりと考えた上で答えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） しっかり、その事については、議会・町長も含めてやっていきたいと思っております。

◎延会の議決

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎延会の宣告

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本日は、これで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

（延会 午後 5時18分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員